一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年11月19日

京都市長 門 川 大 作

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア (単価契約)電力の供給(中央卸売市場第一市場)
- イ (単価契約)電力の供給(中央卸売市場第二市場)
- ウ (単価契約)電力の供給(消防局本部庁舎)
- エ (単価契約)電力の供給(南部クリーンセンター)
- オ (単価契約)電力の供給(北部クリーンセンター)
- カ (単価契約)電力の供給(東北部クリーンセンター)
- キ (単価契約)電力の供給(十条換気所)
- ク (単価契約)電力の供給(美術館本館新館・別館)
- ケ (単価契約)電力の供給(北部まち美化事務所 ほか10施設)
- コ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(北区18校))
- サ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(上京区14校))
- シ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(中京区16校))
- ス (単価契約) 電力の供給(京都市立小学校・中学校(下京区・東山区16校))
- セ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(南区15校))
- ソ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(左京区25校))
- タ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(山科区19校))
- チ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(右京区28校))
- ツ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(西京区25校))
- テ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校(伏見区30校))
- ト (単価契約)電力の供給(京都市立中学校(伏見区14校))
- ナ (単価契約)電力の供給(京都市立高等学校 10校)
- ニ (単価契約)電力の供給(京都市立総合支援学校 9校)

(2) 調達物品の特質,需要予定電力量等

入札説明書, 仕様書及び「電力入札に関するよくある質問」(以下「入札説明書等」という。) のとおり

(3) 契約(供給)期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで (令和4年4月計量日から令和5年4月計量日の前日まで)

- 2 入札参加資格に関する事項
 - 以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者
 - (1) 入札の前に確認する資格(以下「事前確認資格」という。)
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日(以下「申請日」という。)の前日において京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿(物品)に登載されている者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和3年9月22日付け京都市告示第333号(以下「告示」という。)に定める物品の資格の申請を行っていること。
 - イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において,京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止(以下「参加停止」という。)を受けていないこと。
 - ウ 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者(以下「小売電気事業者」という。)。
 - エ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。
 - オ 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、 その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配 電事業者(入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。)の電気供給条件 (特別高圧・高圧)に準じた内容のものであること。
 - カ 令和3年12月3日(金)午後5時までに、本市環境政策局地球温暖化対策室 に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、かつ、事前 確認資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満

たしていると認められた者又は再生可能エネルギー(再生可能エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)を利用して得ることができるエネルギーをいう。)比率100%電気(京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む)の料金メニューで契約する者(以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。)。

- キ 本件入札に参加しようとする個人,法人の代表者又は個人若しくは法人の代表 者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が,本件入札に参加しようと する他の代表者等と同一人でないこと。
- (2) 開札の後に確認する資格(以下「事後確認資格」という。)
 - ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行っている者にあっては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。
 - イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加 停止を受けていないこと。
- 3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付

入札説明書, 仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書については, 公告の日から令和3年12月3日(金)まで, 下記(1)のウェブページに掲載するとともに, 下記(2)の場所においても, 無償で交付する。ただし, 下記(2)の場所における無償配布の交付時間は, 京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし,正午から午後1時までの時間帯を除く。)とする。

- (1) 京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/
- (2) 交付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局管財契約部契約課電話 075-222-3315

4 入札方法等

- (1) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。
 - ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I Cカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」の代表者と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。)
 - イ 入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。)
 - ウ 書留郵便により入札書を送付する方法(以下この方法により入札しようとする者 を「郵便利用者」という。)
- (2) インターネット利用者は、5(1)イにより入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに入札参加資格確認申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(令和3年12月3日(金)午後5時までに、3(2)の場所に5(1)アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。)は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)。
- (3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間

の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

- (4) 入札は1(1)に掲げる調達件名ごとに行う。
- (5) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの単価を設定することを条件とする。

なお、1(1)クから二までの案件については、同一案件内における各施設の単価を同一の単価に設定すること。

(6) 落札の決定は、上記(5)による単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとする。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金については、含めないものとする。

- (7) 落札決定に当たっては、入力又は記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約(供給)期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記載すること。
- (8) 契約の締結は、単価契約依頼明細書に示す品名ごとの基本料金及び電力量料金の金額(基本料金の単価と契約電力を乗じて得た額及び電力量料金の単価と予定使用電力量を乗じて得た額で、積算内訳書に示す調整額を算入する前の金額とする。)を予定数量で割り戻した税抜単価(当該金額に 0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)により単価契約を行う。

また、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

- (9) 入札の前に入札参加者の数又は商号(法人にあっては名称)の公表は行わない。
- (10) 予定価格は、下表のとおりとし、予定価格の内訳は、別添の単価契約依頼明細書のとおりとする。なお、予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

件 名	契約番号	予定価格(円)
(単価契約)電力の供給(中央卸売市場第一市場)	200319	273, 734, 164
(単価契約)電力の供給(中央卸売市場第二 市場)	200347	81, 565, 816
(単価契約) 電力の供給(消防局本部庁舎)	200356	46, 125, 295
(単価契約)電力の供給(南部クリーンセンター)	200337	63, 161, 302
(単価契約)電力の供給(北部クリーンセンター)	200327	84, 580, 564
(単価契約)電力の供給(東北部クリーンセンター)	200326	96, 237, 420
(単価契約) 電力の供給 (十条換気所)	200323	30, 302, 739
(単価契約)電力の供給(美術館本館新館・ 別館)	200392	69, 547, 255
(単価契約) 電力の供給(北部まち美化事務所 ほか10施設)	200341	36, 970, 671
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(北区18校))	200372	53, 759, 045
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(上京区14校))	200373	44, 142, 637
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(中京区16校))	200374	47, 894, 674
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(下京区・東山区16校))	200375	72, 465, 597

(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(南区15校))	200376	52, 928, 426
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(左京区25校))	200377	74, 932, 941
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(山科区19校))	200378	68, 886, 332
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(右京区28校))	200379	92, 706, 345
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(西京区25校))	200380	71, 300, 993
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校 (伏見区30校))	200381	81, 218, 649
(単価契約)電力の供給(京都市立中学校 (伏見区14校))	200382	58, 272, 338
(単価契約)電力の供給(京都市立高等学校 10校)	200383	100, 545, 710
(単価契約)電力の供給(京都市立総合支援 学校 9校)	200384	46, 800, 671

5 事前確認資格の確認の手続

(1) 入札に参加しようとする者は、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に 応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内 において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認め られた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)

(4) 提出書類

2(1)ウからカに掲げる条件に係る証明書類等

※2(1)オについては、指定様式により証明書を作成し、提出すること。 カの再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者に ついては、要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料(指定様式「特定電源割当の予定について」)を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合に ついては、本市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。 提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット	申請書については,京都市電子入	公告の日から令和3年12月
利用者	札システムにおいて必要事項を入	3日(金)まで(休日を除
	力し,送信すること。5(1)ア(イ)	く。)の午前9時から午後5時
	に掲げる書類については, 3(2)の	まで(ただし、持参の場合は、
	場所へ持参し、又は書留郵便を到	正午から午後1時までを除
	着させること。	<.).
端末機利用者及	3(2)の場所へ持参し、又は書留郵	公告の日から令和3年12月
び郵便利用者	便を到着させること。	3日(金)まで(休日を除
		く。)の午前9時から午後5時
		まで(ただし、持参の場合は、
		正午から午後1時までを除
		⟨∘⟩∘

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場

合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう令和3年12月17日(金)までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	令和3年12月17日(金)までに、一般競争入 札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格 がないと認めた理由の説明を求めることができる。
- イ 5(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5(2)の規定による通知を受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(2)の場所へ持参し提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)。市長は、書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
令和3年12月22日(水)午後5時	令和3年12月27日(月)

6 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

- (1) 入札説明書等に対して3(1)のウェブページに掲載している「電力入札に関するよくある質問」以外の質問をしようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者(以下「受任者」という。)がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名)を記載、押印した書面を6(2)の表の提出期限までに、3(2)の場所へ持参し提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)。
- (2) 市長は、6(1)による質問を受けたときは、次の表の回答期日までに質問に対する回答書を、3(1)のウェブページに掲載するとともに、3(2)の場所において閲覧でき

るようにする。

なお、提出期限の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

提出期限	回答期日
令和3年12月3日(金)午後5時	令和3年12月17日(金)

7 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット利用者	令和4年1月 6日(木)
	1月 7日(金)
	1月11日 (火)
	(午前9時から午後5時まで)
端末機利用者	令和4年1月 6日(木)
	1月 7日(金)
	1月11日 (火)
	(午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)

なお、3(2)の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で、入札端末機利用者 カードの交付を受けていない者は、入札期間の終了の時刻の1時間前までに所定の手 続きをすること。

(2) 書留郵便による入札期間

令和4年1月11日(火)午後5時までに、3(2)の場所に必着させること。

(3) 開札日時

令和4年1月12日(水)午前10時から開札する。

(4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認めた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を7

(2)の期間までに、書留郵便により3(2)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、入札参加停止等の措置を 行う。

8 事後確認資格の確認

(1) 開札後,事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果,事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

(2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

9 競争入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

10 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和4年1月12日(水)とする。予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11 落札決定の通知等

(1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

- ア 落札者がインターネット利用者である場合 落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。
- イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合 落札決定日の午後3時以降に電話により通知する。
- (2) 落札者以外の入札参加者に対する通知
 - ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。)以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について 説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面に よる通知を請求したものである場合に限る。)により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後1時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札 参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として 徴収する。

12 入札の無効

(1) 規則第6条の2各号(第3号及び第13号を除く。)に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

13 予算不成立の場合の無効

契約日は、令和4年4月1日とする。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結しない。また、京都市の都合により、本件調達に係る予算を計上しない場合又は減額する場合があり、これらの場合においては、落札者と契約を締結しないこと又は契約締結前後において予定数量・金額等を大幅に削減することがある。

なお、これらの契約不締結や減額等によって、落札者において損害が発生した場合で あっても、落札者は、京都市に対し、その補償等を一切請求することはできない。

14 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 2(2)アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止 措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収す る。

- (6) 1(1)ア, イ, オ, カ, ソ, チ, テ, ナの契約者は、SDGsをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取り組みに努めるものとし、契約後2筒月以内にその旨を宣言する文書(本市所定様式)を提出するものとする。
- (7) 再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約した者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期

間中に書面で提出しなければならない。

- (8) 詳細は、入札説明書による。
- (9) 本公告に関する問合せ先 3(2)の交付場所に同じ。

16 Summary

- (1) Contract items up for tender:
 - (a) Supply of electric power to use at Kyoto Central Wholesale

 Market No. 1
 - (b) Supply of electric power to use at Kyoto Central Wholesale

 Market No. 2
 - (c) Supply of electric power to use at Kyoto City Fire Bureau Headquarters
 - (d) Supply of electric power to use at Nanbu Clean Center
 - (e) Supply of electric power to use at Hokubu Clean Center
 - (f) Supply of electric power to use at Tohokubu Clean Center
 - (g) Supply of electric power to use at Kyoto-shi Jujo ventilation place
 - (h) Supply of electric power to use at Kyoto Municipal Museum of Art
 Main Building and Annex
 - (i) Supply of electric power to use at North Ward Beautification Office and 10 other office
 - (j) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Kita Ward)
 - (k) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Kamigyo Ward)
 - (1) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Nakagyo Ward)
 - (m) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Shimogyo Ward, Higashiyama Ward)
 - (n) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools,

Junior high schools (Minami Ward)

- (o) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Sakyo Ward)
- (p) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Yamashina Ward)
- (q) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Ukyo Ward)
- (r) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools, Junior high schools (Nishikyo Ward)
- (s) Supply of electric power to use at Kyoto City Elementary schools (Fushimi Ward)
- (t) Supply of electric power to use at Kyoto City Junior high schools (Fushimi Ward)
- (u) Supply of electric power to use at Kyoto City High schools
- (v) Supply of electric power to use at Kyoto City schools for Special Education
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 3 December, 2021
- (3) Time-limit of tenders: 5:00p.m. 11 January, 2022
- (4) Contact point for the notice: Contract Administration Section,
 Asset Management and Contract Administration Department,
 Administration and Finance Bureau, City of Kyoto
 Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan
 Phone 075-222-3315
- (5) Inquiries will only be accepted in Japanese

(行財政局管財契約部契約課)

入 札 説 明 書

((単価契約)電力の供給(中央卸売市場第一市場)他 計22件)

京都市行財政局管財契約部契約課

一般競争入札の実施(令和3年11月19日公告)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア (単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第一市場)
- イ (単価契約)電力の供給(中央卸売市場第二市場)
- ウ (単価契約) 電力の供給(消防局本部庁舎)
- エ (単価契約)電力の供給(南部クリーンセンター)
- オ (単価契約)電力の供給(北部クリーンセンター)
- カ (単価契約)電力の供給(東北部クリーンセンター)
- キ (単価契約) 電力の供給(十条換気所)
- ク (単価契約)電力の供給(美術館本館新館・別館)
- ケ (単価契約)電力の供給(北部まち美化事務所 ほか10施設)
- コ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(北区18校))
- サ (単価契約) 電力の供給(京都市立小学校・中学校(上京区14校))
- シ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(中京区16校))
- ス (単価契約) 電力の供給(京都市立小学校・中学校(下京区・東山区16校))
- セ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(南区15校))
- ソ (単価契約) 電力の供給(京都市立小学校・中学校(左京区25校))
- タ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(山科区19校))
- チ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(右京区28校))
- ツ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(西京区25校))
- テ (単価契約)電力の供給(京都市立小学校(伏見区30校))
- ト (単価契約) 電力の供給(京都市立中学校(伏見区13校))
- ナ (単価契約) 電力の供給(京都市立高等学校 10校)
- ニ (単価契約) 電力の供給(京都市立総合支援学校 9校)
- (2) 調達物品の特質,需要予定電力量等 仕様書及び「電力入札に関するよくある質問」のとおり
- (3) 契約(供給)期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで (令和4年4月計量日から令和5年4月計量日の前日まで)

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者

- (1) 入札の前に確認する資格(以下「事前確認資格」という。)
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日(以下「申請日」という。)の前日において京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿(物品)に登載されている者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和3年9月22日付け京都市告示第333号(以下「告示」という。)に定める物品の資格の申請を行っていること。
 - イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において,京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止(以下「参加停止」という。)を受けていないこと。
 - ウ 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者(以下「小売電気事業者」という。)。
 - エ 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。
 - オ 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、 その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配 電事業者(入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。)の電気供給条件 (特別高圧・高圧)に準じた内容のものであること。
 - カ 令和3年12月3日(金)午後5時までに、本市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、かつ、事前確認資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー(再生可能エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)を利用して得ることができるエネルギーをいう。)比率100%電気(京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電

気としての価値が付与された電気を含む)の料金メニューで契約する者(以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。)。

- キ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表 者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようと する他の代表者等と同一人でないこと。
- (2) 開札の後に確認する資格(以下「事後確認資格」という。)
 - ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行っている者にあっては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。
 - イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加 停止を受けていないこと。
- 3 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日
 - (1) 入札説明書等に対して3(1)のウェブページに掲載している「電力入札に関するよくある質問」以外の質問をしようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者(以下「受任者」という。)がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名)を記載、押印した書面を3(2)の表の提出期限までに、下記の場所へ持参し提出しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局管財契約部契約課

電話 075-222-3315

(2) 市長は、3(1)による質問を受けたときは、下記アの表の回答期日までに質問に対する回答書を、下記イのウェブページに掲載するとともに、3(1)の場所において閲覧できるようにする。

なお、提出期限の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

ア 提出期限及び回答期日

提出期限	回答期日
令和3年12月3日(金)午後5時	令和3年12月17日(金)

イ 京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/

4 入札方法等

- (1) 入札は, 1(1)に掲げる調達件名ごとに行う。
- (2) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。
 - ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I Cカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」の代表者と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。)
 - イ 入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市行財政局管財契約部契約課(以下「契約課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。)
 - ウ 書留郵便により入札書を送付する方法(以下この方法により入札しようとする者 を「郵便利用者」という。)
- (3) インターネット利用者は、5(1)により入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに入札参加資格確認申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(令和3年12月3日(金)午後5時までに、3(1)の場所に5(1)アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。)は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利

用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)。また、5(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに入札参加資格申請書を送信した者は、入札手続においてシステムの障害等が発生した場合は、直ちに3(1)の連絡先へ連絡すること。

- (4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (5) 郵便利用者は、5(2)の通知に際し送付する入札書を使用し、1(1)に掲げる調達件名ごとに郵送すること。また、入札書を封入する封筒は二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、封筒の表面に「1月12日開札(1(1)アから二のいずれかの調達件名)の入札書」と記載し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名)を記載し、外封筒には「1月12日開札(1(1)アから二のいずれかの調達件名)の入札書在中」と記載したうえ封印すること。
- (6) この調達契約に係る契約は、単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、電力量料金などの単価を設定することを条件とする。

落札者と締結する契約単価には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。なお,1(1)クからニまでの案件については,同一案件内における各施設の単価を同一の単価に設定すること。

(7) 落札の決定は、1(1)に掲げる調達件名ごとに、上記(6)による単価に基づき「積算内 訳書」を用いて算定された、契約期間に係る「電気料金の総額」の比較によって行う。 なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとし、燃料費調整単価については、令和3年10月分の単価を1年間通して使用すること。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金については、この電気料金の総額に含めないものとする。

また、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

(8) 落札決定に当たっては、入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

- ず、1(3)の期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。)を入力又は記載すること。
- (9) 契約の締結は、単価契約依頼明細書に示す品名ごとの基本料金及び電力量料金の金額(基本料金の単価と契約電力を乗じて得た額及び電力量料金の単価と予定使用電力量を乗じて得た額で、積算内訳書に示す調整額を算入する前の金額とする。)を予定数量で割り戻した税抜単価(当該金額に 0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)により単価契約を行う。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

「電気料金の総額」は、「積算内訳書」の欄外の注意事項をよく確認し、算定すること。

ただし、当該金額が予定価格を上回った場合は、必ず「辞退」を入力又は記載する こと。郵便入札者が、予定価格を上回る入札額を記載した場合は無効とする。

- (10) 落札者は、落札決定後、積算において使用した「積算内訳書」を速やかに3(1)の場所に提出し、確認を受けたうえで、落札決定日から5日以内(休日を除く。)に契約書(案)を3(1)の場所に提出するものとする。
- (11) 入札の前に入札参加者の数又は商号(法人にあっては名称)の公表は行わない。
- (12) 予定価格は、下表のとおりとする。なお、予定価格には、消費等相当額を含まない。 予定価格の内訳は、別添の単価契約明細書のとおりとする。

件名	契約番号	予定価格(円)
(単価契約)電力の供給(中央卸売市場第一市場)	200319	273, 734, 164
(単価契約)電力の供給(中央卸売市場第二 市場)	200347	81, 565, 816

(単価契約) 電力の供給(消防局本部庁舎)	200356	46, 125, 295
(単価契約)電力の供給(南部クリーンセンター)	200337	63, 161, 302
(単価契約)電力の供給(北部クリーンセン ター)	200327	84, 580, 564
(単価契約)電力の供給(東北部クリーンセンター)	200326	96, 237, 420
(単価契約) 電力の供給 (十条換気所)	200323	30, 302, 739
(単価契約)電力の供給(美術館本館新館・ 別館)	200392	69, 547, 255
(単価契約) 電力の供給(北部まち美化事務 所 ほか10施設)	200341	36, 970, 671
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(北区18校))	200372	53, 759, 045
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(上京区14校))	200373	44, 142, 637
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(中京区16校))	200374	47, 894, 674
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(下京区・東山区16校))	200375	72, 465, 597
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(南区15校))	200376	52, 928, 426
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(左京区25校))	200377	74, 932, 941
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(山科区19校))	200378	68, 886, 332

(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(右京区28校))	200379	92, 706, 345
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・ 中学校(西京区25校))	200380	71, 300, 993
(単価契約)電力の供給(京都市立小学校 (伏見区30校))	200381	81, 218, 649
(単価契約)電力の供給(京都市立中学校 (伏見区14校))	200382	58, 272, 338
(単価契約)電力の供給(京都市立高等学校 10校)	200383	100, 545, 710
(単価契約)電力の供給(京都市立総合支援 学校 9校)	200384	46, 800, 671

5 事前確認資格の確認の手続

(1) 入札に参加しようとする者は、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認め られた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)
- (イ) 提出書類
 - 2(1)ウ~カに掲げる条件を満たすことを証明する書類
 - (A) 2(1) ウに掲げる資格を有することを証明する書類 該当することを証する書類(登録証等)の写し
 - (B) 2(1)エに掲げる資格を有することを証明する書類 該当することを証する電力供給誓約書(指定様式)
 - (C) 2(1)オに掲げる資格を有することを証明する書類 該当することを証する電力供給約款に関する証明書(指定様式)

(D) 2(1)カに掲げる資格を有することを証明する書類

「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者については、要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料(指定様式「特定電源割当の予定について」)を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合については、本市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット	申請書については、京都市電子入	公告の日から令和3年12月
利用者	札システムにおいて必要事項を入	3日(金)まで(休日を除
	力し,送信すること。5(1)ア(イ)	く。)の午前9時から午後5
	に掲げる書類については, 3(1)の	時まで(但し、持参の場合
	場所へ持参し、又は書留郵便を到	は、正午から午後1時までを
	着させること。	除く。)。
端末機利用者及	3(1)の場所へ持参し、又は書留郵	公告の日から令和3年12月
び郵便利用者	便を到着させること。	3日(金)まで(休日を除
		く。)の午前9時から午後5
		時まで(但し、持参の場合
		は、正午から午後1時までを
		除く。)。

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入 札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場 合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者	事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう令和3年12月17日(金)までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者	令和3年12月17日(金)までに、一般競争入 札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ア 事前確認資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格 がないと認めた理由の説明を求めることができる。
- イ 5(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、5(2)の規定による通知を 受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(1)の場所へ持参し提出 しなければならない(受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後 1時から午後5時までに限る。)。市長は、書面の提出があったときは、同表の発 送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
令和3年12月22日(水)午後5時	令和3年12月27日(月)

6 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット利用者	令和4年1月 6日(木)
	1月 7日(金)
	1月11日 (火)
	(午前9時から午後5時まで)

端末機利用者	令和4年1月 6日(木)
	1月 7日(金)
	1月11日 (火)
	(午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)

なお, 3(1)の場所に設置した入札端末機の利用を希望する者で,入札端末機利用者 カードの交付を受けていない者は,入札期間の終了の時刻の1時間前までに所定の手 続をすること。

- (2) 書留郵便による入札期間 令和4年1月11日(火)午後5時までに, 3(1)の場所に必着させること。
- (3) 開札日時令和4年1月12日(水)午前10時から開札する。
- (4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認めた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を6(2)の期間までに、書留郵便により3(1)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、入札参加停止等の措置を 行う。

7 事後確認資格の確認

(1) 開札後,事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果,事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

- (2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。
- 8 競争入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することと

なったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し 対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通 知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。
- 9 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和4年1月12日(水)とする。予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 落札決定の通知等

(1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

- ア 落札者がインターネット利用者である場合 落札結果を電子入札システムにより確認するよう,電子メールを送信する。
- イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合 落札決定日の午後3時以降に電話により通知する。
- (2) 落札者以外の入札参加者に対する通知
 - ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。)以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について 説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面に よる通知を請求したものである場合に限る。)により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後1時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札 参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として 徴収する。

11 入札の無効

- (1) 規則第6条の2各号(第3号及び第13号を除く。)に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金

免除

13 契約書の作成

契約書は、本市がこの入札説明書と共に提示する契約書案に基づいて、原本2通を作成し、本市及び落札者が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有することとする。

14 入札及び契約に関する問合せ先

3(1)に同じ。

15 予算不成立の場合の無効

契約日は、令和4年4月1日とする。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結しない。また、京都市の都合により、本件調達に係る予算を計上しない場合又は減額する場合があり、これらの場合においては、落札者と契約を締結しないこと又は契約締結前後において予定数量・金額等を大幅に削減することがある。

なお、これらの契約不締結や減額等によって、落札者において損害が発生した場合であっても、落札者は、京都市に対し、その補償等を一切請求することはできない。

16 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2(2)アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (3) 1(1)ア, イ, オ, カ, ソ, チ, テ, ナの契約者は、SDGsをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取り組みに努めるものとし、契約後2筒月以内にその旨を宣言する文書(本市所定様式)を提出するものとする。
- (4) 再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約した者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期間中に書面で提出しなければならない。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) この公告に係る入札,契約等に関する条件は、この入札説明書のほか、仕様書、「電力入札に関するよくある質問」及び契約書案の定めるところによることとする。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

住所又は所在地 商 号 又 は 名 称 代表者の職・氏名

令和3年11月19日付けで入札公告のありました下記の件に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、添付した書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

	,
1	入札件名 (申請する件名の□欄を■にしてください。)
	□ (単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第一市場)
	□ (単価契約) 電力の供給 (中央卸売市場第二市場)
	□ (単価契約) 電力の供給 (消防局本部庁舎)
	□ (単価契約) 電力の供給 (南部クリーンセンター)
	□ (単価契約) 電力の供給 (北部クリーンセンター)
	□ (単価契約) 電力の供給 (東北部クリーンセンター)
	□(単価契約)電力の供給(十条換気所)
	□(単価契約)電力の供給(美術館本館新館・別館)
	□ (単価契約) 電力の供給 (北部まち美化事務所 ほか10施設)
	□(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(北区18校))
	□ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (上京区14校))
	□ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (中京区16校))
	□(単価契約)電力の供給(京都市立小学校・中学校(下京区・東山区16校))
	□ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (南区15校))
	□ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (左京区25校))
	□ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (山科区19校))
	□ (単価契約) 電力の供給(京都市立小学校・中学校(右京区28校))
	□ (単価契約) 電力の供給 (京都市立小学校・中学校 (西京区25校))
	□(単価契約)電力の供給(京都市立小学校(伏見区30校))
	□(単価契約)電力の供給(京都市立中学校(伏見区14校))
	□ (単価契約) 電力の供給 (京都市立高等学校 10校)
	□ (単価契約) 電力の供給 (京都市立総合支援学校 9校)
2	履行場所 仕様書のとおり
3	添付書類
4	連 絡 先 所属
	氏名 電話 ()

※返信用封筒として、表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金 分の切手を貼付した封筒を申請書ごとに併せて提出してください。

令和 年 月 日

電力供給誓約書

(宛先) 京都市長

住所又は所在地 商号又は名称 代表者の職・氏名

囙

令和3年11月19日付けで入札公告のありました

Γ

の入札参加資格について、適正な電力の供給に務めることを誓約します。

なお、電力の供給体制にあっては、下記のとおりであり供給可能であることを申し添えます。

供給体制

(1)供給可能電力量(概算)

kWh (年)

(2) 供給可能電力量内訳

	電力量(年間)	発電方法・調達先等
自社発電	k W h	
	k W h	
	k W h	
他社からの買付	k W h	
	k W h	
	k W h	
その他	k W h	
合計	k W h	

(3)(1)のうち,当該入札案件以外の供給に要する電力量

kWh(年)

令和 年 月 日

電力供給約款に関する証明書

(宛先) 京都市長

住所又は所在地 商 号又は名称 代表者の職・氏名

钔

令和3年11月19日付けで入札公告のありました 「

の入札参加資格について、下記の条件を満たしていることを誓約します。

記

入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その 供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者 (入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。)の電気供給条件(特別高圧・高 圧)に準じた内容のものであること。

(添付書類)※電力の供給約款を定めている場合のみ添付してください。

・電力の供給約款

京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針

(目的)

第1条 本方針は、温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約を推進するため、本市が行う電力調達契約の締結に際し、必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に定める小売電気事業者(以下「小売電気事業者」という。)の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで、電力の調達契約を実施することをいう。

(対象組織)

第3条 本方針は、本市の全ての所属及び本市が設立した地方独立行政法人が電力を 調達する際に適用する。

(適用除外)

- 第4条 本方針は、再生可能エネルギー(再生可能エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)を利用して得ることができるエネルギーをいう。)比率100%電気を調達する場合には適用しない。
- 2 再生可能エネルギー比率100%電気には京都市地球温暖化対策条例施行規則 第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含 む。

(環境評価項目)

- 第5条 本方針における環境評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況
 - (2) 電気供給状況
 - ① 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(基礎排出係数)
 - ② 未利用エネルギーの活用状況
 - ③ 再生可能エネルギーの導入状況
 - ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評

価項目を,別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し,その評価点等を「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)に記載し,環境政策局地球温暖化対策室に提出するものとする。

2 環境政策局地球温暖化対策室の電力調達契約を担当する課長(以下「課長」という。)は、小売電気事業者から提出された「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

- 第7条 課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長へ通知するものとする。
- 2 課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別紙「京都市環境 に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす小売電気事業者及びその評価点をホー ムページ等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、課長からの通知又はホームページ等により各小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わること から、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定結果の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条により方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(外郭団体及び公の施設の指定管理者における取扱い)

第11条 本市の外郭団体及び公の施設の指定管理者に対しては,本方針に準じた取扱いに努めるよう求めることとする。

(事務処理)

第12条 本方針に係る事務処理等は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

附則

- この方針は、平成20年11月28日から施行する。
- この方針は、平成21年11月24日から施行する。
- この方針は、平成22年11月18日から施行する。
- この方針は、平成23年11月17日から施行する。
- この方針は、平成24年11月19日から施行する。
- この方針は、平成25年11月19日から施行する。
- この方針は、平成26年11月11日から施行する。

- この方針は、平成27年10月16日から施行する。
- この方針は、平成28年8月3日から施行する。
- この方針は、平成29年11月15日から施行する。
- この方針は、平成30年11月14日から施行する。
- この方針は、令和元年11月8日から施行する。
- この方針は、令和2年11月27日から施行する。
- この方針は、令和3年10月19日から施行する。

京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ下表の環境評価項目の得点の合計が70点以上であること。

環境評価項目	区分	配点
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	0.225 未満	70
(基礎排出係数) (kg-CO ₂ /kWh) (% 2)	0.225 以上 0.250 未満	65
<u> </u>	0.250 以上 0.300 未満	60
	0.300 以上 0.350 未満	55
	0.350 以上 0.400 未満	50
	0.400 以上 0.450 未満	45
	0.450 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上	0
 (2) 未利用エネルギーの活用状況(※3) 	1.350%以上	15
	0.675%以上 1.350%未満	10
	0.1%以上 0.675%未満	5
	0.1%未満	0
(3) 再生可能エネルギーの導入状況(※4)	50.0%以上	30
	30.0%以上 50.0%未満	25
	15.0%以上 30.0%未満	20
	5.0%以上 15.0%未満	0
	5.0%未満	-5
(4) 需要家への省エネルギー・節電に	取り組んでいる	5
関する情報提供の取組 (※5)	取り組んでいない	0

^{※1} 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、「電力の小売営業に関する指針(経済産業省、令和2年9月改定)」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したとみなす。

- ※2 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(基礎排出係数)とは、地球温暖化対策の推進に関する 法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した小売電気事業者の基礎排出係数又は各小売 電気事業者がその環境報告書で公表したもので、最新の数値を用いることとする。ただし、平成 30年度以降の数値であることとする。
- ※3(1) 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいい、二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。
 - ①未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を、②供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算出方式) 未利用エネルギーの活用状況 (%) =①÷②×100

- ※3(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。
 - ① 工場等の廃熱又は排圧
 - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
 - ③ 高炉ガス又は副生ガス
- ※3(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃 焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- ※4(1) 再生可能エネルギーとは、FIT 法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。
- ※4(2) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を、⑥に示した供給電力量(kWh)で除した数値(割合)をいい、二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。
 - ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端, kWh)
 - ② 他者から購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端, kWh)(再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含む)
 - ③ グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証制度による所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)(ただし,当該年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
 - ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、当該年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
 - ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、当該年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
 - ⑥ 供給電力量 (需要端, kWh)
 - (算出方式) 再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷⑥×100
- ※5 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、需要家の省エネルギー促進の 観点から次に掲げる取組をいう。
 - ① 電力デマンド監視による使用電力量の表示(一例として,需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること,需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を

行うこと)

② 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(一例として,リアルタイムの情報提供,供給側からの電力の使用抑制に協力した需要家への優遇措置の導入)なお,本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働き掛けを評価するものであり,不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や,毎月の検針結果等,通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式(第6条関係)

京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

商号又は名称				
代表者職・氏名				
所在地				
問い合わせ先(部署)				
担当者名		電話番号	_	_
電気事業法第2条の2の	規定に基づく小売電気事業の登録番号			

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

	開示方法		開示予定時期	提出資料
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ		開示方法が確
④その他 ()		認できる資料

2 電気供給状況

環境評価項目	数值等	得点	提出資料
(1) 平成 令和 年度の 1kWh 当たりの			
二酸化炭素排出係数(基礎排出係数)	kg-CO ₂ /kWh		
(2) 平成 年度の未利用エネル			算出根拠となる
ギーの活用状況	%		資料
(3) 平成 令和 年度の 再生可能エネル	%		算出根拠となる
ギーの導入状況	70		貝科
(4) 需要家への省エネルギー・節電に 関する情報提供の取組	取り組んでいる ・ 取り組んでいない		取組状況が確認 できる資料

合計得点	点
------	---

京都市環境政策局地球温暖化対策室 あて 上記報告内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

代表者職・氏名

電力入札に関するよくある質問(一般競争入札・参加希望型指名競争入札共通)

- 質問1 契約種別(業務用又は産業用)を教えてください。
- 回答1 仕様書に記載がありますので確認してください。なお、契約種別として、「AS-TOU」など、関西電力株式会社との契約当時の料金メニューを記載している施設が有りますが、仕様書及び単価契約依頼明細書に記載の料金メニュー(夏季及びその他季の単価設定)に従って入札金額の積算を行ってください。
- 質問2 入札金額算定時、力率は全て100%にて積算してよろしいでしょうか。
- 回答2 御認識のとおりです。予定力率が100%を下回っている場合も100%として 積算してください。
- 質問3 学校外施設の各単価は施設ごとに異なる単価設定も可能でしょうか。
- 回答3 施設ごとに異なる単価設定は可能ですが、ひと契約の中に複数施設のある案件は 複数施設について同じ単価設定をしてください。
- 質問4 代金支払いについて、弊社は30日以内のお支払いをお願いしております。御了 承頂けますか。
- 回答4 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとなります。
- 質問5 検針後の検針結果(検針票)は、WEBでの発行となりますがよろしいでしょうか。
- 回答5 構いません。ただし、WEBでの発行に必要な事務手続きについては、すべて各担 当課の所属長名の記名・押印で対応することを了承してください。なお、個別の仕 様書において、契約電力、最大使用電力、使用電力量等のデータの提出について指 示のある場合は、その内容に従ってください。
- 質問6 WEB請求書(メール)での請求は可能でしょうか。
- 回答6 不可です。なお、請求書の提出を受けて、本市から代金の支払いを行うためには、 事業者の発行する「お客様番号」が必要ですので、令和3年3月31日までに各担 当課へ必ず通知してください。
- 質問7 弊社では請求書に記載されるのは基本料金単価と金額、契約電力、電力量料金単価と金額、力率となり力率の割引額等は記載されませんがよろしいでしょうか。
- 回答7 請求書には力率の割引額を記載してください。

- 質問8 一般送配電事業者が値上げを行った場合,契約単価の見直しに応じていただけるのでしょうか。
- 回答8 契約締結後の単価の見直しは行いません。
- 質問9 「地球温暖化対策のための税」の増額があった場合、契約単価の見直しに応じていただけるのでしょうか。
- 回答9 質問8の場合と同様、契約締結後の単価の見直しは行いません。
- 質問 10 燃料費調整単価,力率の取扱いは地域の一般送配電事業者と同様のものとさせて いただいてよろしいでしょうか。
- 回答 10 御認識のとおりです。 ただし、入札時に積算に用いた算出式を契約期間適用するものとします。
- 質問 11 契約書締結時に弊社の電力需給約款を参照するような文言を契約書に追加したいのですが可能でしょうか。
- 回答 11 契約書に落札者の電力需給約款を参照する文言の追加には応じられません。

令和4年度 京都市東北部クリーンセンター 電力の供給に係る仕様書

京都市環境政策局 東北部クリーンセンター (担当 松井,上茶谷 電話 075-741-1003)

令和4年度京都市東北部クリーンセンター 電力の供給に係る仕様書

環境政策局東北部クリーンセンター (担当 松井,上茶谷 電話 075-741-1003)

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市東北部クリーンセンターへの電力の供給に係る仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、使用する用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 需要施設とは、電力供給先である京都市東北部クリーンセンターをいう。
- (2) 供給者とは、需要施設への電力の供給を行う者をいい、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が需要施設に電力を供給するための供給者と需要施設の間の電線路(送電線、配電線、変電所など)を維持し、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される一般送配電事業者のうちで、需要施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市東北部クリーンセンターに所属する職員をいう。

第2 仕様概要等

需要施設の概要と供給電力の仕様は、次のとおりとする。

1 需要施設概要

(1) 対象施設

京都市東北部クリーンセンター

(2) 需要場所

京都市左京区静市市原町1339番地

- (3) 業種及び用途(電気料金区分)
 - 一般廃棄物処理施設(特別高圧電力B,特別高圧自家発補給電力B)
- (4) 電気主任技術者

京都市東北部クリーンセンター職員

(5) 休業日等

原則として、年末年始(12月31日から1月3日)と設備のオーバーホール期間を除いて2 4時間稼働する。

2 供給電力の仕様

- (1) 電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式
 - イ 標準電圧 20kV
 - ウ 計量電圧 20kV
 - 工 標準周波数 60Hz
 - 才 受電方式 1回線受電
 - カ蓄熱設備なし
 - キ 発電設備 別紙1のとおり
 - ク アンシラリーサービス料金対象容量 0kW
- (2) 契約電力,予定使用電力量
 - ア 契約電力(契約上使用できる最大需要電力をいい, 30分最大需要電力計により計量される 値が、原則としてこれを超えないものとする。)
 - (7) 契約電力(常時電力) 1,500kW
 - (4) 契約電力(自家発補給電力) 4,500kW

(自家発電設備の定期検査、補修又は事故により生じた不足電力等の補給に充てるため受 電する。)

イ 予定使用電力量 1,668,700kWh

(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの使用電力量の見込み(自家発電設備の定 期検査等の自家発補給電力を含む。))

ただし、実際に契約期間に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができる ものとする。

なお,電力の使用実績,使用計画(予定)については次のとおり。

- (7) 令和2年度の各月の電力使用実績(最大需要電力,常時使用電力量及び自家発補給使用電 力量等) は、別紙2-1のとおり。
- (4) 令和4年度の各月の電力使用計画(予定)(最大需要電力,常時使用電力量及び自家発補給 使用電力量等)は、別紙2-2のとおり。
- (ウ) 令和2年度の日別電力使用実績(時間帯別)は、別紙3のとおり。
- (3) 契約期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで

(4) 需給地点

需給地点は、需要場所にある託送者が所有する気中開閉器(東北部清掃工場線の洛北18東2 外1号柱)の負荷側の接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は、託送者の責任とする。

(7) 検針日及び計量

検針日は、原則として毎月1日とし、その時点で前月1箇月分の使用量等を一括して検針する ものとする。計量は、託送者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

- (8) 料金の算定期間
 - 料金の算定期間は、毎月1日からその月の末日までの期間とする。
- (9) 料金制度
 - ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。
 - イ 基本料金は、全く電力の供給を受けない場合は、常時電力でその50パーセント、自家発補 給電力でその20パーセントとする。
 - ウ 自家発補給電力の基本料金において、当該月に前月から継続して電力の供給を受けた期間が ある場合で、その期間が前月の電力の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間 における電力の供給は、前月における電力の供給とみなすものとする(みなし不使用月)。
 - エ 電力量料金は、夏季(7月1日から9月30日の期間)とその他季(夏季以外の期間)について、それぞれ料金単価を設定できるものとする。また、自家発補給電力の電力量料金については、さらに、自家発電設備の定期検査、補修による場合とそれ以外の場合について、それぞれ料金単価を設定できるものとする。
 - オ 供給者は、契約期間において、当該月の平均力率により基本料金の割引及び割増しを行うことができるものとする。
 - カ 供給者は、契約期間において、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金 単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増し(燃料費調整 単価)を行うことができるものとする。
 - キ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款等の規定によるものと し、供給者は、その料金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定に当た っては、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

- ア 平均力率の算定は、当該月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。 単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その 瞬間力率は100%とする。)
- イ 平均力率の算定式は、次のとおりとする。
 - 平均力率 = 有効電力量 $/ \sqrt{(有効電力量)^2 + (無効電力量)^2}$
- ウ 契約期間における需要施設の予定平均力率は、別紙2-2のとおりとする。
- (11) 自家発補給電力の使用
 - ア 自家発補給電力を使用する場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ供給者 に通知するものとする。
 - イ 常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、当該月の30分最大需要電力計の 値が常時電力の契約電力を超えないときは、アにかかわらず、自家発補給電力を使用しなかっ たものとする。

(12) 契約超過金

契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責となる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款等の規定によるものとする。

(13) 支払方法

供給者は、料金の算定後、速やかにその料金の請求を毎月行うこととし、本市は、京都市会計 規則及び供給者の定める約款等の規定に基づきその料金を支払うものとする。

3 一般事項

(1) 注意事項

- ア 供給者は、仕様書に明記のない場合又は疑いが生じた場合においては、監督員と協議するものとする。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は明らかに不都合な場合は、監督員と協議するものと する。
- ウ 供給者は、契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、本市の承諾を得るものとする。
- エ 供給者は、本市が実施する他の業務について、監督員の指示により、当該業務関係者と協力 し業務の円滑な進捗を図るものとする。
- オ 供給者は、当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、供給者の 責によりその全てを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理するものとする。

(2) 連絡体制

供給者は、契約締結後速やかに次の内容を記載した書類を監督員に提出するものとする。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 契約担当者名,組織図及び連絡先
- ウ 協議担当者名及び連絡先

(3) 報告

供給者は、計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当契約に係る不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行うものとする。

なお、報告は、監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行うものとする。

(4) 履行確認

監督員は検針結果等の報告内容を検査し、これをもって履行確認とする。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに 応じなければならない。
- イ 供給者は,契約期間中の月次毎の契約電力,最大需要電力,使用電力量等を書面で監督員に 提出すること。

なお、資料の様式及び提出方法については、監督員の指示による。

4 その他

(1) 契約電力の変更

契約期間における使用電力量の変動に伴い契約電力を変更する必要が生じた場合は,監督員,電気主任技術者及び供給者で協議するものとする。

(2) 施設の状況及び変更等

契約期間における需要施設の変更等に関する技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

需給地点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原 則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。

また,需要施設工事,保守点検作業,不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会 社の作業に係る費用は,全て供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大需要電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置(計量用変成器,積算電力計,遠隔検 針装置などの供給電力の検針に係る全ての設備を含む。)の設置,取替え,移設並びに撤去の必要 が生じた場合には,その作業及び費用負担は,本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則と して供給者が行うものとし,その機器類についての保安上の責任は,全て供給者とする。ただし, 設置場所は,本市の施設運用に支障がない範囲で需要施設の施設内を無償で貸与する。

また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、全て供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず需要施設への送電を一時停止する 必要が生じた場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、承諾を得るものと する。

また,電力会社設備の不慮の事故等に伴う需要施設への送電停止の際には,供給者は,速やかに監督員及び電気主任技術者へ,その原因,状況及び復旧予定等の関連情報を連絡するものとする。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡を 取ることができ、復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置するものとする。

また,災害等による送電停止時には,前述の体制で監督員,電気主任技術者,託送者と協議の うえ,復旧作業に協力するものとする。

(7) 協議窓口

本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。

5 特記事項

- (1) 最大需要電力及び使用電力量の増減予定 契約期間において、最大需要電力及び使用電力量が大幅に増減する予定はない。
- (2) 計画的な設備改修の予定

契約期間において、需給地点に接続する大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源からの供給の計画はない。

ただし、大規模な災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合は、 この限りではない。

(3) 需要施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回(1日間)、焼却設備のオーバーホール時期 に合わせて、需要施設全体の停電を行う予定である(託送者区分開閉器の開閉を伴う作業)。

ただし、重大な故障が発生した場合や、緊急に修理が必要な場合等は、臨時に需要施設内全体 若しくは部分停電を行う場合がある。

<u>発電設備</u>

非常用

発電設備は以下のとおり。

No.	メーカー名	型式	製造番号	電圧	発電方式	用途	定格出力	設置 年月日	備考
1	川崎重工	T3000A-BER	KHI-471E002	6.6kV	ガスタービン	非常用	2,400kW	平成12年10月	
2									
3									

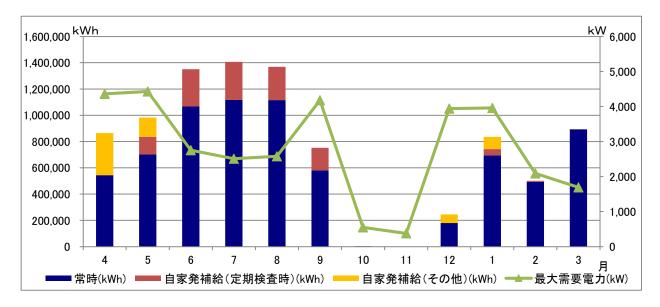
常用

発電設備は以下のとおり。

No.	メーカー名	型式	製造番号	電圧	発電方式	用途	定格出力	設置年月日	備考
1	東芝	TABL-RGN	9813036	6.6kV	蒸気タービン	常用	15,000kW	平成12年12月	
2									
3									

各月の電力使用実績

<i>F</i>			的電力 (W)	30分最大		使用電 (kV			力率	備考
年	月	常時	自家発補給	需要電力 (kW)	合計	常時		è補給	(%)	1佣 右
		.,					定期検査時	その他		
R2	4	1,500	4,500	4,360	863,980	543,280	0	320,700	100	自家発補給(その他)使用
R2	5	1,500	4,500	4,430	982,480	701,210	135,590	145,680	100	OH点検 自家発補給(定検)(その 他)使用
R2	6	1,500	4,500	2,750	1,351,100	1,066,620	284,480	0	100	OH点検 自家発補給(定検)使用
R2	7	1,500	4,500	2,510	1,406,610	1,115,940	290,670	0	100	大規模改修工事 自家発補給(定検)使用
R2	8	1,500	4,500	2,580	1,368,550	1,115,560	252,990	0	100	大規模改修工事 自家発補給(定検)使用
R2	9	1,500	4,500	4,180	752,710	580,160	172,550	0	100	大規模改修工事 自家発補給(定検)使用
R2	10	1,500	4,500	550	2,480	2,480	0	0	99	
R2	11	1,500	4,500	380	740	740	0	0	99	
R2	12	1,500	4,500	3,940	245,430	179,650	0	65,780	100	年末年始休止 自家発補給(その他)使用
R3	1	1,500	4,500	3,960	835,410	695,200	47,710	92,500	100	年末年始休止 大規模改修工事 自家発補給(定検)(その 他)使用
R3	2	1,500	4,500	2,090	500,690	492,170 8,520		8,520 0		大規模改修工事 自家発補給(定検)使用
R3	3	1,500	4,500	1,690	893,990	891,940	2,050 0		100	大規模改修工事 自家発補給(定検)使用
合	計	_		_	9,204,170	7,384,950	1,194,560	,194,560 624,660		



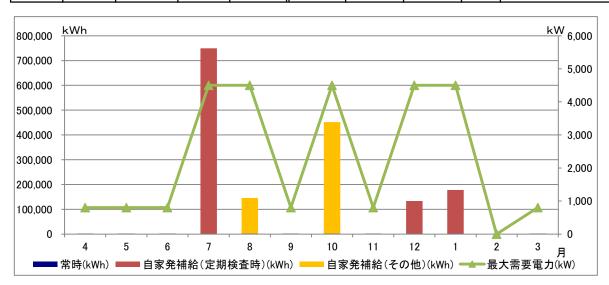
- ・4月 設備故障に伴う発電機停止のため、自家発補給(その他)を使用。
- ・5,6月 オーバーホール点検のため、自家発補給(定検)を使用。

ただし、5月は設備故障に伴う発電機停止のため、自家発補給(その他)も使用。

- ・7,8,9月 大規模改修工事のため,自家発補給(定検)を使用。
- ・12,1月 年末年始休止及び設備故障に伴う発電機停止のため、自家発補給(その他)を使用。
 - また, 1月は大規模改修工事のため, 自家発補給(定検)も使用。
- ・2,3月 大規模改修工事のため,自家発補給(定検)を使用。

各月の電力使用計画(予定)

年	月		的電力 kW)	30分最大		使用電 (kV	配力量 Vh)		力率	備考
+	Я	常時	自家発補給	需要電力 (kW)	合計	常時	自家多 定期検査時	発補給 その他	(%)	備一考
R4	4	1,500	4,500	800	1,700	1,700	上期恢宜时 0	ての他	100	
R4	5	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	100	
R4	6	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	100	OH点検
R4	7	1,500	4,500	4,500	749,700	1,700	748,000	0	100	OH点検 自家発補給(定期)使用
R4	8	1,500	4,500	4,500	145,700	1,700	0	144,000	100	OH点検 自家発補給(その他)使用
R4	9	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	100	
R4	10	1,500	4,500	4,500	451,700	1,700	0	450,000	100	自家発補給(その他)使用
R4	11	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	100	
R4	12	1,500	4,500	4,500	133,700	1,700	132,000	0	100	年末年始休止 OH予備点検 自家発補給(定検)使用
R5	1	1,500	4,500	4,500	177,700	1,700	176,000	0	100	年末年始休止 OH予備点検 みなし不使用月
R5	2	1,500	4,500	0	0	0	0	0	85	
R5	3	1,500	4,500	800	1,700	1,700	0	0	100	
合	計	_	_	_	1,668,700	18,700	1,056,000	594,000	ı	



- ・6, 7, 8月 オーバーホール点検を実施予定。なお, 7月は自家発補給(定検)を使用予定。 また, 8月は自家発補給(その他)の使用を想定。
- ・10月 自家発補給(その他)の使用を想定。
- ・12, 1月 年末年始休止のため、自家発補給(定検)を使用予定。ただし、1月はみなし不使用月となる想定。 また、オーバーホール予備点検も実施予定。

4月

(単位:kWh)

日	時	Т	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
0 -		1 1	1630	2360	2840	0	0	0	1750	1690		3090	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1900	1760	1760		1800	1730	2490	3670	-
1 -	- ;	2 1	1620	2420	2880	0	0	0	1710	1680	2370	3090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1720	1760	1740	1730	1810	1720	2530	3330	
2 -	- ;	3 1	1620	2390	2910	0	0	0	1690	1690	2410	3090	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1710	1780	1750	1740	1730	1730	2520	3130	
3 -	- /	4 1	1650	2360	2940	0	0	70	1750	1680	2430	3080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1740	1760	1770	1730	1730	1780	2520	3120	
4 -	- (5 1	1650	2380	2930	0	0	2960	1750	1700	2410	3080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1740	1810	1780	1740	1730	1750	2530	3120	
5 -	~ (6 1	1640	2380	2890	0	0	2960	1730	1730	2410	3080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1710	1780	1750	1750	1720	1740	2530	3120	
6 -	_	7 1	1650	2380	2920	0	0	2880	1730	1730	2390	3100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1710	1790	1750	1740	1770	1840	2440	3050	
7 -	- {	8 1	1690	2540	2920	0	0	2610	1780	1720	2420	3190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1720	1820	1780	1740	1800	1900	2480	3180	
8 -	- (9 1	1840	2680	3100	0	0	2600	1880	1840	2550	3290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1840	2090	1960	1790	2020	2020	2570	3340	
9 -	- 1	0 2	2200	3240	3840	0	0	2940	2430	2230	3140	3880	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1720	2430	2630	2070	1860	2500	2440	3000	3930	
10 -	- 1	1 2	2260	3240	4030	0	0	2860	2520	2230	3150	3870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3770	2310	2680	2060	1830	2580	2390	3020	4280	
11 ^	~ 1	2 2	2270	3150	3600	0	0	2780	2450	2160	3060	3990	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	3730	2350	2640	2050	1860	2470	2370	2980	3720	
12 ^	- 1	3 2	2160	3320	2860	0	0	2700	2310	2090	3310	3530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3570	2210	2380	2050	1870	2270	2150	3130	1770	
13 ~	- 1	4 2	2320	3290	10	0	0	2890	2410	2210	4110	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	420	3810	2450	2690	2030	1870	2550	2480	4010	10	
14 ^	- 1	5 2	2290	3050	0	0	0	2330	2390	2190	4070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	650	3680	2480	2640	2060	1820	2450	2510	3960	0	
15 ^	- 1	6 2	2250	3150	0	0	0	2200	2420	2180	4130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3330	2370	2400	2030	1740	2400	2320	4100	0	
16 -	- 1	7 2	2040	3070	0	0	0	2020	2060	1970	4280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2960	2190	2310	1900	1730	2080	2060	4020	0	
17 ~	- 1	8 1	1850	2900	0	0	0	1810	1780	1810	4030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2640	1990	2090	1780	1750	1840	1830	3810	0	
18 ~	- 1	9 1	1820	2920	0	0	0	1770	1730	1810	4110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2540	1980	1890	1840	1730	1810	2070	3800	0	
19 ~	~ 2	20 1	1830	2870	0	0	0	1710	1750	1870	4040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2500	1950	1850	1850	1710	1790	2450	3820	0	
20 ~	- 2	21 1	1830	2860	0	0	0	1720	1730	1930	3960	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2220	1930	1860	1790	1730	1790	2370	3890	0	
21 ~	- 2	22 1	1850	2830	0	0	0	1720	1720	1940	3610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2240	1910	1860	1740	1730	1820	2380	3980	0	
22 ~	- 2	23 1	1820	2860	0	0	0	1710	1720	2040	3290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2200	1810	1790	1740	1730	1790	2380	4020	0	
23 ~	- 2	24 1	1960	2890	0	0	0	1710	1720	2330	3120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2220	1770	1750	1750	1810	1750	2350	4010	0	
最っ	ト 値	2	2320	3320	4030	0	0	2960	2520	2330	4280	3990	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	650	3810	2480	2690	2070	1870	2580	2510	4100	4280	
合	計	45	5740	67530	40670	0	0	46950	46910	46450	77050	43770	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	1070	43130	47920	49810	44780	42500	48000	50760	78160	42770	

最大需要電力	4,360
月合計	863,980

5月

(単位:kWh)

日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ~ 1	0	2320	1960	1910	1890	2430	3200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1900	1700	1730	1670	1740	1740	1650	1680	1700	1650	1730	1660	1520
1 ~ 2	0	3220	1950	1900	1880	2450	3210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1870	1710	1680	1670	1750	1750	1640	1650	1680	1670	1740	1670	1520
2 ~ 3	0	3280	1960	1920	1870	2420	3180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1860	1720	1680	1660	1740	1740	1640	1660	1650	1670	1690	1650	1510
3 ~ 4	0	3100	1960	1920	1880	2420	3160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1860	1690	1680	1680	1740	1710	1660	1660	1630	1690	1660	1640	1500
4 ~ 5	0	2990	1980	1910	1880	2430	3210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1870	1660	1680	1690	1730	1720	1640	1640	1630	1680	1660	1640	1520
5 ~ 6	0	2820	1960	1910	1890	2400	3200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1900	1670	1700	1700	1720	1720	1640	1650	1640	1690	1680	1650	1520
6 ~ 7	0	2550	1940	1910	1890	2380	3130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1900	1690	1710	1720	1770	1820	1650	1670	1700	1750	1700	1660	1500
7 ~ 8	0	2470	1950	1990	1930	2390	3100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1980	1830	1760	1740	1770	1870	1720	1690	1710	1730	1730	1690	1530
8 ~ 9	0	2420	1950	2030	1980	2450	3140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2030	2010	1960	1980	2010	1930	2010	1910	1940	1980	1970	1860	1680
9 ~ 10	10	2480	1980	2320	2280	2880	3580	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	1650	2530	2370	2380	2580	2080	1940	2590	2390	2410	2250	2480	1920	1840
10 ~ 11	0	2640	1980	2360	2320	2870	3740	0	0	0	10	0	0	0	10	0	0	3620	2530	2350	2450	2530	2120	1940	2570	2420	2480	2430	2430	1930	1840
11 ~ 12	0	3460	1930	2360	2290	3120	3800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3250	2450	2320	2380	2460	1970	1990	2420	2340	2320	2350	2350	1950	1760
12 ~ 13	0	3460	1980	2320	2260	4000	3760	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2990	2270	2220	2230	2270	2060	1930	2280	2240	2210	2230	2280	1930	1760
13 ~ 14	0	3390	1950	2350	2270	4380	3780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3120	2570	2360	2440	2540	2110	1940	2580	2440	2410	2260	2360	1920	1790
14 ~ 15	0	3430	1930	2360	2290	4390	3780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2930	2410	2320	2490	2530	1980	1970	2590	2450	2430	2300	2380	1930	1670
15 ~ 16	0	3340	1970	2330	2270	4410	3760	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2920	2390	2310	2340	2310	1970	1950	2460	2370	2290	2280	2350	1920	1550
16 ~ 17	10	3410	2080	2240	2180	4310	3520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2470	2010	2130	2000	2040	1770	1700	2090	2130	2050	2210	2170	1710	1540
17 ~ 18	0	2590	2070	1970	1960	4040	3110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2480	1790	1840	1790	1850	1750	1660	1770	1760	1730	1920	1760	1600	1540
18 ~ 19	0	2030	2010	1920	1930	3660	3290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2260	1890	1810	1750	1870	1760	1680	1760	1760	1740	1810	1740	1600	1540
19 ~ 20	0	1980	2000	1930	1940	3200	2970	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1890	1850	1770	1730	1860	1750	1680	1740	1740	1740	1770	1750	1600	1550
20 ~ 21	0	1970	1930	1930	1900	3200	2130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1910	1870	1780	1730	1840	1720	1670	1740	1730	1710	1710	1740	1580	1540
21 ~ 22	0	1980	1920	1940	1940	3160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1930	1850	1730	1700	1850	1750	1660	1730	1720	1700	1730	1730	1580	1570
22 ~ 23	0	1980	1900	1890	2240	3150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1920	1730	1700	1690	1790	1740	1650	1690	1710	1760	1720	1700	1590	1580
23 ~ 24	0	1970	1920	1880	2390	3290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1920	1680	1740	1670	1740	1740	1660	1710	1690	1680	1710	1700	1520	1500
最大値	10	3460	2080	2360	2390	4410	3800	0	0	0	10	0	0	0	60	0	0	3620	2570	2370	2490	2580	2120	1990	2590	2450	2480	2430	2480	1950	1840
合 計	20	65280	47160	49500	49550	75830	69750	0	0	0	10	0	0	0	70	0	0	37260	48990	46430	46350	47570	44240	43020	46970	46100	45940	46190	46480	41400	38370
																		L	-											$-\!-\!-$	

最大需要電力	4,430
月合計	982,480

令和2年

6月

(単位:kWh)

																																(単位	
日	時		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
0	~	1	1510	1570	1550	1490	1680	1740	1660	1630	1730	1750	1710	1820	1790	1800	1820	1850	1760	1760	1740	1980	1770	1770	1810	1800	1800	1830	1830	1820	1790	1800	
1	~	2	1510	1560	1510	1490	1680	1710	1630	1620	1710	1790	1710	1840	1790	1790	1790	1820	1760	1780	1740	1990	1760	1780	1820	1790	1800	1840	1810	1830	1790	1800	
2	~	3	1510	1510	1490	1490	1680	1710	1610	1610	1700	1760	1720	1780	1780	1800	1800	1790	1760	1760	1740	1980	1760	1760	1790	1780	1800	1820	1800	1810	1800	1790	
3	~	4	1510	1520	1490	1490	1680	1700	1600	1620	1720	1780	1720	1760	1760	1790	1810	1790	1760	1750	1740	1980	1760	1760	1790	1780	1790	1810	1800	1800	1770	1790	
4	~	5	1520	1520	1500	1490	1670	1680	1590	1610	1710	1750	1720	1770	1790	1790	1790	1770	1750	1760	1730	1990	1770	1770	1790	1800	1790	1810	1800	1820	1770	1800	
5	~	6	1540	1550	1490	1470	1660	1690	1590	1590	1710	1780	1730	1770	1770	1830	1790	1770	1760	1760	1740	1970	1760	1770	1780	1780	1800	1800	1810	1810	1770	1790	
6	~	7	1540	1520	1520	1490	1680	1670	1630	1610	1700	1750	1730	1810	1790	1800	1830	1780	1780	1780	1780	1990	1760	1790	1840	1810	1820	1810	1810	1810	1800	1790	
7	~	8	1600	1620	1560	1590	1750	1670	1620	1720	1780	1800	1790	1870	1820	1840	1880	1840	1840	1830	1810	2000	1760	1840	1860	1870	1870	1850	1790	1820	1840	1820	
8	~	9	1700	1630	1620	1620	1870	1620	1710	1820	1910	1950	1980	2040	1970	1980	2020	2080	2060	2120	1900	2000	1770	1970	1960	2020	1960	1980	1810	1820	1980	1940	
9	~	10	2060	2180	2040	2140	2540	380	1730	2150	2210	2340	2410	2540	2050	2050	2490	2580	2400	2610	2300	1880	1770	2370	2240	2290	2200	2230	1830	1830	2340	2320	
10	~	11	2120	2170	2120	2160	2520	0	1750	2170	2270	2400	2430	2550	2050	2040	2490	2680	2470	2610	2300	1830	1770	2380	2420	2350	2210	2250	1840	1850	2310	2320	
11	~	12	2040	2060	1980	2010	2300	0	1770	2200	2300	2330	2330	2480	2010	2030	2410	2600	2530	2500	2230	1840	1780	2300	2320	2270	2210	2270	1880	1850	2250	2280	
12	~	13	1890	1890	1860	1880	2150	0	1730	2130	2220	2210	2170	2230	2030	2020	2250	2350	2350	2310	2080	1820	1760	2170	2190	2110	2220	2150	1850	1830	2140	2120	
13	~	14	2050	2210	1890	2180	2440	0	1770	2360	2350	2220	2380	2520	2010	2030	2470	2520	2380	2660	2390	1820	1770	2370	2390	2330	2240	2220	1860	1830	2340	2330	
14	~	15	2050	2160	1940	2170	2470	0	1770	2410	2570	2220	2390	2500	2020	2050	2520	2620	2380	2610	2380	1840	1790	2390	2390	2340	2260	2240	1860	1870	2300	2350	
15	~	16	1980	2100	1920	2040	2260	0	1790	2310	2400	2220	2310	2320	2000	2010	2440	2460	2290	2270	2170	1820	1760	2290	2330	2290	2220	2200	1890	1830	2160	2250	
16	~	17	1840	1900	1830	1840	2120	110	1720	2070	2170	2140	2220	2240	2000	1990	2240	2290	2220	2080	2020	1820	1780	2100	2080	2150	2200	2100	1820	1830	2110	2070	
17	~	18	1630	1640	1570	1670	1820	710	1660	1860	1860	1860	1970	1890	1860	1980	1910	2090	1940	1850	1830	1770	1780	1840	1890	1880	1870	1900	1810	1820	1870	1890	
18	~	19	1600	1610	1550	1810	1780	820	1650	1770	1770	1820	1920	1860	1810	1920	1970	1940	1870	1850	2000	1770	1760	1840	1850	1870	1870	1860	1810	1800	1850	1860	
19	~ ;	20	1560	1610	1550	1750	1760	1250	1650	1780	1790	1770	1930	1830	1830	1860	1890	1810	1810	1820	2000	1790	1760	1860	1860	1850	1880	1850	1830	1800	1830	1820	
20	~ :	21	1590	1600	1530	1710	1720	1620	1650	1760	1770	1750	1870	1810	1820	1840	1830	1820	1810	1800	2010	1780	1760	1860	1860	1840	1860	1830	1830	1820	1830	1830	
21	~ ;	22	1600	1570	1530	1690	1730	1620	1650	1720	1820	1720	1820	1830	1840	1850	1860	1810	1830	1770	1990	1770	1770	1840	1820	1820	1860	1820	1840	1810	1810	1830	
22	~ ;	23	1550	1540	1530	1700	1750	1630	1640	1720	1790	1730	1800	1800	1840	1820	1850	1800	1800	1750	1990	1760	1770	1830	1820	1800	1850	1820	1850	1810	1810	1830	
23	~ ;	24	1530	1550	1520	1700	1750	1720	1620	1710	1760	1710	1810	1780	1830	1820	1850	1770	1770	1740	1970	1770	1770	1810	1820	1800	1820	1810	1830	1790	1810	1810	
最:	大信	直	2120	2210	2120	2180	2540	1740	1790	2410	2570	2400	2430	2550	2050	2050	2520	2680	2530	2660	2390	2000	1790	2390	2420	2350	2260	2270	1890	1870	2340	2350	$\overline{}$
合	計	4	41030	41790	40090	42070	46460	25050	40190	44950	46720	46550	47570	48640	45260	45730	49000	49630	48080	48530	47580	44960	42420	47460	47720	47420	47200	47100	43890	43710	47070	47230	
																																	-

最大需要電力	2,750
月合計	1,351,100

令和2年

7月

(単位:kWh)

																															· · · ·	
日 時	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ~	1 18	00 18	810	1790	1770	1770	1770	1840	1760	1780	1790	1780	1800	1750	1750	1760	1730	1760	1560	1810	1810	1630	1580	1540	1800	1550	1580	1620	1570	1570	1540	1590
1 ~ 2	2 17	90 18	830	1760	1770	1780	1780	1810	1760	1790	1800	1800	1790	1760	1750	1760	1720	1770	1560	1800	1820	1610	1600	1530	1800	1570	1550	1620	1570	1570	1540	1580
2 ~ 3	3 17	90 18	800	1750	1760	1770	1790	1820	1750	1790	1800	1780	1790	1750	1740	1750	1730	1760	1570	1810	1800	1620	1580	1520	1780	1550	1550	1630	1560	1570	1570	1580
3 ~ 4	4 18	00 17	790	1750	1770	1770	1780	1850	1760	1780	1790	1780	1790	1770	1740	1760	1750	1750	1570	1820	1790	1620	1600	1510	1800	1560	1550	1610	1560	1560	1530	1580
4 ~ 5	5 17	80 17	780	1750	1780	1790	1770	1790	1750	1790	1800	1790	1780	1770	1750	1770	1740	1750	1550	1830	1790	1610	1580	1520	1790	1550	1540	1610	1550	1570	1530	1570
5 ~ 6	6 18	00 18	800	1750	1780	1790	1760	1790	1750	1810	1800	1770	1770	1750	1730	1780	1740	1750	1560	1800	1790	1610	1560	1540	1780	1560	1560	1600	1560	1580	1530	1580
6 ~	7 18	10 18	810	1760	1780	1770	1780	1780	1750	1770	1810	1780	1770	1780	1760	1800	1770	1770	1730	1790	1830	1740	1690	1670	1780	1670	1710	1710	1690	1700	1670	1680
7 ~ 8	8 18	30 18	870	1840	1880	1930	1980	1970	1960	1820	1850	1800	1770	1820	1830	1820	1820	1780	1780	1790	1840	1850	1830	1810	1820	1770	1800	1850	1840	1840	1810	1870
8 ~ 9	9 20	10 20	020	1940	1990	2020	2110	2130	2070	1900	1920	1790	1780	1910	1920	1910	2000	1980	1810	1840	2000	1950	1940	1880	1920	1820	1820	1960	1980	1900	2000	1990
9 ~ 1	0 23	30 23	320	2320	2040	2020	2330	2370	2270	2280	2250	1820	1780	2340	2320	2310	2330	2170	1920	1880	2440	2370	2280	2270	2370	1880	1890	2430	2390	2250	2380	2390
10 ~ 1	1 22	90 22	230	2320	2060	2050	2350	2340	2260	2320	2290	1820	1800	2300	2320	2330	2340	2150	1910	1890	2450	2350	2290	2380	2390	1900	1880	2400	2410	2300	2410	2420
11 ~ 1	2 22	20 2	180	2240	2060	2060	2270	2270	2160	2240	2230	1820	1780	2210	2270	2260	2190	2170	1960	1890	2310	2250	2160	2280	2280	1930	1880	2360	2310	2200	2310	2340
12 ~ 1	3 20	70 2	110	2110	2020	2100	2110	2130	2080	2100	2110	1820	1780	2120	2120	2110	2120	2070	1930	1880	2270	2200	2100	2170	2200	1920	1910	2250	2200	2130	2240	2250
13 ~ 1	4 23	10 23	320	2200	2050	2090	2340	2340	2240	2300	2330	1830	1790	2300	2290	2280	2340	2240	1980	1880	2480	2340	2270	2360	2430	1920	1900	2410	2450	2270	2410	2410
14 ~ 1	5 23	00 23	360	2210	1840	2010	2330	2390	2250	2330	2350	1820	1790	2290	2300	2260	2290	2080	1920	1910	2460	2250	2270	2310	2380	1920	1900	2420	2420	2300	2410	2410
15 ~ 1	6 22	20 22	250	2180	1970	2040	2290	2230	2190	2250	2200	1810	1780	2200	2230	2180	2180	2150	1910	1930	2370	2210	2260	2290	2260	1910	1900	2340	2270	2230	2340	2270
16 ~ 1	7 20	50 2	110	2050	2070	1960	2080	2070	1990	2120	2050	1830	1800	2050	2050	2030	2030	2040	1900	1900	2180	2120	2090	2100	2130	1910	1900	2140	2040	2020	2240	2160
17 ~ 1	8 18	60 18	880	1850	1840	1810	1850	1860	1840	1940	1880	1860	1770	1850	1850	1850	1850	1820	1830	1840	1920	1770	1850	1880	1880	1850	1900	1940	1860	1680	1950	1960
18 ~ 1	9 18	60 18	810	1850	1800	1800	1850	1840	1820	1870	1810	1810	1780	1850	1840	1820	1830	1640	1830	1830	1710	1710	1790	1800	1810	1750	1760	1840	1820	1580	1870	1870
19 ~ 2	0 18	30 18	800	1870	1810	1810	1850	1850	1820	1840	1810	1820	1780	1810	1820	1810	1830	1480	1810	1820	1670	1660	1680	1790	1810	1570	1610	1810	1650	1600	1600	1630
20 ~ 2	1 18	40 18	800	1860	1830	1800	1850	1790	1790	1820	1790	1810	1780	1780	1840	1770	1830	1460	1820	1800	1640	1640	1560	1790	1670	1560	1590	1600	1600	1600	1580	1610
21 ~ 2	2 18	40 1	770	1840	1810	1810	1880	1800	1770	1800	1780	1810	1770	1770	1840	1750	1830	1580	1840	1800	1650	1630	1530	1800	1590	1550	1610	1580	1560	1550	1580	1620
22 ~ 2	3 18	30 17	780	1820	1820	1790	1850	1780	1780	1800	1810	1810	1770	1760	1850	1730	1820	1570	1820	1790	1650	1620	1540	1810	1590	1540	1620	1600	1570	1550	1600	1570
23 ~ 2	4 18	20 1	770	1780	1800	1780	1860	1780	1780	1810	1790	1800	1760	1750	1810	1740	1780	1570	1820	1800	1630	1600	1550	1800	1570	1560	1610	1590	1580	1550	1600	1590
最大值	23	30 23	360	2320	2070	2100	2350	2390	2270	2330	2350	1860	1800	2340	2320	2330	2340	2240	1980	1930	2480	2370	2290	2380	2430	1930	1910	2430	2450	2300	2410	2420
合 計	470	80 470	000 4	16590	45100	45320	47610	47620	46350	47050	46840	43360	42750	46440	46720	46340	46590	44260	42890	44130	47300	44960	44180	45350	46630	41270	41520	45920	45010	43670	45240	45520
			-																													

最大需要電力	2,510
月合計	1,406,610

令和2年

8月

(単位:kWh)

																																(単位	
日	時	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0	~	1 15	550	1560	1580	1580	1500	1520	1550	1560	1580	1550	1520	1610	1580	1570	1560	1520	1600	1620	1590	1490	1560	1590	1590	1580	1560	1560	1790	1570	1700	1620	1550
1	~ :	2 15	550	1560	1600	1560	1500	1510	1560	1560	1570	1550	1510	1620	1550	1560	1560	1520	1600	1600	1580	1500	1550	1580	1590	1580	1560	1520	1800	1580	1690	1570	1540
2	~ :	3 15	550	1550	1580	1580	1490	1490	1550	1560	1560	1560	1500	1590	1560	1580	1530	1470	1590	1590	1570	1490	1550	1590	1590	1570	1570	1520	1800	1590	1690	1560	1540
3	~ .	4 15	550	1560	1590	1550	1480	1490	1540	1560	1560	1560	1480	1590	1560	1560	1520	1470	1590	1590	1550	1470	1550	1570	1590	1570	1560	1510	1790	1580	1690	1570	1530
4	~ !	5 15	540	1560	1580	1570	1500	1500	1550	1560	1550	1560	1500	1580	1540	1550	1520	1470	1590	1570	1570	1470	1560	1580	1570	1560	1540	1510	1800	1620	1690	1550	1530
5	~ (6 15	560	1550	1570	1560	1490	1510	1560	1550	1570	1550	1500	1580	1560	1560	1510	1450	1590	1570	1560	1470	1540	1580	1590	1550	1550	1510	1790	1590	1670	1550	1520
6	~	7 16	670	1760	1670	1680	1590	1670	1700	1720	1680	1680	1600	1720	1700	1670	1630	1550	1700	1710	1680	1590	1660	1610	1650	1680	1650	1610	1820	1700	1720	1540	1680
7	~ ;	8 18	800	1780	1820	1830	1780	1810	1840	1800	1780	1830	1760	1830	1880	1840	1760	1660	1860	1870	1840	1760	1820	1820	1840	1860	1820	1810	1890	1860	1890	1770	1870
8	~	9 18	830	1840	1970	1930	1860	2020	1990	1840	1830	1990	1860	2000	2020	2020	1770	1760	2010	2000	2050	1990	2190	1860	1880	2000	2040	1990	2090	2000	1960	1820	2090
9	~ 1	0 19	910	1920	2390	2320	2280	2470	2410	1920	1940	2290	2090	2220	2230	2230	1810	1890	2450	2510	2450	2400	2500	1970	1980	2480	2430	2270	2490	2410	2000	1850	2470
10	~ 1	1 19	930	1930	2440	2350	2280	2440	2420	1940	1930	2310	2100	2200	2260	2220	1820	1910	2530	2570	2410	2410	2490	1950	1960	2500	2390	2290	2480	2420	2010	1850	2580
11	~ 1	2 19	910	1940	2330	2250	2170	2320	2360	1950	1930	2290	2140	2210	2190	2260	1790	1880	2400	2440	2330	2350	2410	1970	1980	2430	2250	2250	2340	2460	2050	1830	2480
12	~ 1	3 19	910	1930	2270	2170	2070	2190	2220	1940	1900	2250	2140	2140	2160	2210	1800	1860	2340	2320	2190	2250	2320	1960	1960	2290	2160	2130	2180	2300	1980	1800	2370
13	~ 1	4 19	920	1960	2450	2340	2290	2410	2420	1950	1930	2300	2130	2230	2190	2220	1790	1870	2520	2500	2410	2570	2530	1970	2000	2520	2400	2300	2360	2510	1930	1850	2500
14	~ 1	5 19	970	1950	2400	2330	2310	2390	2380	1950	1920	2300	2210	2220	2260	2220	1780	1880	2530	2490	2410	2550	2510	1990	1980	2490	2380	2350	2370	2470	1950	1830	2470
15	~ 1	6 19	950	1930	2320	2250	2200	2310	2250	1910	1920	2270	2290	2230	2210	2190	1810	1880	2380	2380	2300	2480	2340	1980	1980	2370	2220	2250	2300	2310	1930	1820	2350
16	~ 1	7 19	950	1940	2160	2070	2060	2160	2260	1930	1910	2110	2170	2140	2120	2160	1840	1990	2270	2210	2100	2210	2190	2010	1990	2240	2080	2160	2130	2200	1900	1850	2290
17	~ 1	8 19	940	1810	1930	1880	1840	1920	2010	1920	1830	1720	1960	1800	1880	1720	1800	2010	2050	2010	1860	2000	2030	1970	1960	2080	1900	2000	1920	1980	1790	1690	2030
18	~ 1	9 17	790	1630	1710	1810	1800	1810	1900	1710	1760	1630	1860	1620	1750	1680	1770	1950	1890	1700	1640	1940	1950	1950	1920	2010	1810	1970	1820	1910	1660	1600	1720
19	~ 2	0 15	590	1640	1590	1600	1760	1590	1710	1600	1580	1610	1640	1640	1630	1640	1570	1900	1620	1640	1580	1810	1740	1770	1750	1880	1620	1900	1630	1730	1670	1610	1660
20	~ 2	1 15	570	1680	1610	1570	1510	1580	1580	1580	1590	1630	1630	1660	1630	1650	1560	1850	1630	1630	1560	1590	1650	1650	1610	1680	1590	1840	1630	1760	1660	1620	1640
21	~ 2	2 15	580	1650	1590	1580	1510	1610	1570	1600	1580	1610	1640	1660	1620	1620	1550	1640	1590	1610	1540	1550	1630	1640	1600	1620	1550	1850	1600	1730	1670	1600	1610
22	~ 2	3 15	550	1600	1570	1580	1510	1580	1570	1580	1600	1630	1630	1590	1600	1600	1560	1630	1600	1600	1530	1580	1600	1630	1590	1630	1570	1820	1580	1730	1670	1590	1620
23	~ 2	4 15	560	1590	1560	1560	1510	1590	1560	1560	1600	1590	1620	1570	1570	1540	1530	1630	1600	1590	1490	1560	1590	1620	1580	1620	1580	1810	1580	1740	1640	1580	1610
最 :	大 値	19	970	1960	2450	2350	2310	2470	2420	1950	1940	2310	2290	2230	2260	2260	1840	2010	2530	2570	2450	2570	2530	2010	2000	2520	2430	2350	2490	2510	2050	1850	2580
合	計	416	630 4	1820	45280	44500	43290	44890	45460	41750	41600	44370	43480	44250	44250	44070	40140	41640	46530	46320	44790	45480	46460	42810	42730	46790	44780	45730	46980	46750	43210	40520	46250
											$\overline{}$			-			-										$\overline{}$						

最大需要電力	2,580
月合計	1,368,550

9月

(単位:kWh)

																														(単位:KV
日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
0 ~ 1	1640	1680	1670	1690	1690	1580	1550	1630	1610	1600	1590	1640	1610	1570	1560	2310	3170	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
1 ~ 2	1610	1660	1670	1670	1670	1590	1570	1630	1600	1590	1580	1640	1630	1570	1560	2290	3160	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
2 ~ 3	1620	1680	1670	1680	1670	1580	1570	1630	1580	1600	1580	1620	1600	1580	1560	2290	1370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 ~ 4	1620	1670	1660	1670	1680	1600	1570	1610	1570	1590	1580	1590	1630	1570	1560	2290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 ~ 5	1620	1670	1650	1680	1690	1580	1630	1610	1590	1580	1590	1600	1610	1590	1570	2290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ~ 6	1590	1670	1670	1670	1700	1580	1670	1610	1580	1600	1580	1630	1620	1570	1560	2420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 ~ 7	1670	1780	1780	1800	1810	1680	1720	1630	1690	1620	1630	1630	1730	1620	1660	2480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 ~ 8	1840	1920	1910	1950	1860	1770	1900	1720	1830	1720	1660	1800	1820	1870	1820	2520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ~ 9	2050	2100	2150	2210	1940	1820	2090	2100	1940	2000	2060	1840	1840	1960	1980	2680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0
9 ~ 10	2290	2410	2520	2570	2140	1840	2280	2440	2450	2330	2400	1910	1860	2190	2200	2840	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ~ 11	2450	2430	2490	2540	2110	1800	2330	2390	2500	2340	2370	1930	1860	2220	2220	2880	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 ~ 12	2420	2340	2440	2480	2110	1810	2320	2310	2340	2250	2280	1920	1870	2210	2180	2800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 ~ 13	2290	2230	2300	2330	2070	1780	2200	2170	2250	2180	2160	1900	1850	2140	2130	2730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 ~ 14	2480	2400	2510	2600	2090	1820	2400	2350	2450	2370	2350	1930	1860	2170	2210	2740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 ~ 15	2460	2410	2530	2510	2090	1820	2390	2280	2490	2350	2330	1930	1860	2160	2170	2800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ~ 16	2370	2370	2440	2350	2070	1810	2310	2170	2230	2270	2170	1940	1850	2150	2150	2900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 ~ 17	2170	2200	2290	2240	2090	1790	2160	2020	2070	2080	2090	1930	1870	2120	2070	2820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 ~ 18	1980	2000	1940	1980	2000	1770	1920	1870	1890	1900	1930	1900	1840	1870	1890	2700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 ~ 19	1900	1940	1790	1780	1890	1560	1850	1750	1840	1730	1840	1780	1640	1710	1850	3400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 ~ 20	1830	1840	1770	1680	1670	1580	1720	1650	1640	1640	1670	1650	1630	1630	1840	3750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0
20 ~ 21	1790	1730	1770	1680	1630	1560	1700	1640	1630	1640	1670	1630	1600	1610	1860	4110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	0	0
21 ~ 22	1790	1690	1730	1670	1600	1560	1670	1610	1640	1650	1660	1640	1620	1610	2380	4110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 ~ 23	3 1750	1680	1690	1660	1600	1560	1700	1610	1630	1630	1650	1640	1620	1600	2290	4100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0
23 ~ 24	1670	1670	1670	1680	1580	1580	1670	1600	1640	1600	1640	1630	1570	1590	2320	3260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	2480	2430	2530	2600	2140	1840	2400	2440	2500	2370	2400	1940	1870	2220	2380	4110	3170	0	0	0	10	0	10	0	0	0	210	10	0	0
合 計	46900	47170	47710	47770	44450	40420	45890	45030	45680	44860	45060	42250	41490	43880	46590	69510	7700	0	0	0	10	0	20	0	0	0	310	10	0	0
							\Box																							

最大需要電力	4,180
月合計	752,710

10月

(単位:kWh)

日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ^		0	0	0	60	0	0	0	\vdash	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
1 ^	, 2	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 ~		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 ~		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 ~	, 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ~	6	0	0	0	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 ~	, 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 ^	. 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ~	, 9	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 ~	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ^	, 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	320	0	0	0	0
11 ^	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	60	0	0	0	20	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 ~	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220	60	0	0	0	0	0	0	0	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 ^	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	20	0	0	150	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 ~	15	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	280	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0
15 ^	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0
16 ~	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 ~	18	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 ~	19	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 ~	20	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ~	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0	0	0	0	0
22 ~	23	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 ~	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最为	、値	0	0	10	130	0	0	10	0	40	20	280	220	60	120	0	20	210	0	150	0	140	0	0	0	0	180	320	0	0	0	0
合	計	0	0	30	240	0	0	10	0	40	20	310	220	120	130	0	20	410	0	160	0	160	0	0	0	0	290	320	0	0	0	0

最大需要電力	550
月合計	2,480

11月

(単位:kWh)

																														(単位:	
日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
0 ~ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1 ~ 2	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	0	0	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 ~ 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 ~ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4 ~ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 ~ 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 ~ 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 ~ 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 ~ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9 ~ 10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10 ~ 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11 ~ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12 ~ 13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13 ~ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14 ~ 15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	10	0	0	0	0	0	0	
15 ~ 16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16 ~ 17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17 ~ 18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18 ~ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19 ~ 20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20 ~ 21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21 ~ 22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22 ~ 23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23 ~ 24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
最大値	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	0	20	250	0	110	0	10	0	0	0	0	0	0	一
合 計	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	260	0	0	0	40	260	0	110	0	10	0	0	0	0	0	0	\neg
																				-										-	-

最大需要電力	380
月合計	740

12月

(単位:kWh)

		_						_									_									- 1							$\overline{}$	$\overline{}$
日	時	1	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0	~ 1		0	0	0	0	()	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1700	2270	0	0	0	0	0	0	0	1460	1330
1 -	~ 2		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0	0	1700	2260	0	0	0	0	0	0	0	1520	1310
2	~ 3		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1710	2260	0	0	0	0	0	0	0	1520	1330
3	~ 4		0	0	0	0	()	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1690	2230	0	0	0	0	0	0	0	1520	1330
4	~ 5		0	0	0	0)	0	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1690	2240	0	0	0	0	0	0	0	1510	1310
5	~ 6		0	0	0	0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1670	2400	0	0	0	0	0	0	0	1530	1340
6	~ 7		0	0	0	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1710	2450	0	0	0	0	0	0	0	1530	1320
7	~ 8		0	0	0	0))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1760	2440	0	0	0	0	0	0	0	1540	1320
8	~ 9		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	1940	2620	0	0	0	0	0	0	1330	1630	1340
9	~ 10)	0	0	0	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	250		0	0	0	0	950	2470	3600	0	0	0	0	0	0	3090	1830	1340
10	~ 11		0	0	0	0))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1170	2510	3620	0	0	0	0	0	0	2960	1760	1340
11	~ 12	2	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	130		_	150	0	0	1050	2390	3480	0	0	0	0	0	0	2790	1820	1340
12	~ 13	3	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0				110	0	0	1020	2150	3590	0	0	0	0	0	0	2640	1800	1350
13	~ 14	1	0	0	0	0	,		0	0	0	0	0	0	0	0	100		60	20	0	0	710	2460	3940	0	0	0	0	0	0	2590	1870	1380
14	~ 15	5	0	0	0	0	,))	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	00	0	0	0	1820	2450	3720	0	0	0	0	0	0	2570	1920	1450
15	~ 16	3	0	0		0))	0	0	0	0	0	0	0	0	0		_	0	0	0	3230	2100	3700	0	0	0	0	0	0		1900	1440
16	~ 17	,	0	0	0	0		2	0	0	0	0	0	0	0	0	60		0	0	0	0	3030	2200	3510	0	0	0	30	0	0	2490	1890	1350
17	~ 18	3	0	0	0	0))	0	0	0	0	0	0	0	0	00	0	0	0	0	0	2460	1950	3350	0	0	0	0	0	0	2240	1560	1340
18	~ 19	,	0	0	0	0		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2320	1780	3340	0	0	0	0	0	0	2130	1410	1350
19	~ 20)	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2120	1750	2880	0	0	0	10	0	0	1800	1380	1340
20	~ 21		0	0	0	0		,	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2120	1680	2570	0	0	0	0	0	0	1460	1360	1360
	~ 22		0	0	0	0		, 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2300	1940	40	0	0	0	0	0	0	1440	1330	1340
	~ 23			0	0	0		,	0				0	0	0	0	0		0							0				0				
	~ 24		0	0	0	0			0	0	0	30	0	0	0	0	0	0		0	0	0	1830 1710	2220	0	0	0	0	0	0	0	1430 1420	1320	1350 1340
	 大 値	$^{+}$	0	0	0	0		1	50	0	0	30	160	0	0	0	280	0	<u> </u>	150	0	ام			3940	0	0	0		0	0	3090		
-	計	+	0	0	0	0	,	+	50	0	0	30	160	0	0		830	0		280	0	0		47870 6		n	0			0			38240	
	н.	1					└─`	<u> </u>					. 55						L o	200			_3, ,5			Ŭ					Ŭ	5 1000	- 32 . 3	5_0.0

最大需要電力	3,940	l
日 승 計	245 430	

令和3年

1月

(単位:kWh)

		-							-																							
日	時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0 ~	1	1350	1360	1460	1350	1680	3120	0	0	0	1580	1770	2360	0	0	0	0	0	0	0	0	1610	1830	1360	1320	1330	1340	1360	1320	1320	1430	1320
1 ~	2	1350	1360	1370	1350	1670	3050	0	0	0	1440	1750	2440	0	0	0	0	0	0	0	0	1590	1340	1330	1320	1330	1330	1320	1310	1320	1420	1410
2 ~	3	1330	1360	1350	1390	1670	3160	0	0	10	1450	1760	3020	0	0	0	0	0	0	0	0	1590	1330	1360	1320	1330	1340	1330	1380	1320	1430	1420
3 ~	4	1400	1340	1350	1440	1660	3250	0	0	0	1440	1760	3170	0	0	0	0	0	0	0	0	1580	1320	1430	1330	1330	1330	1330	1390	1320	1360	1410
4 ~	5	1430	1350	1350	1440	1670	3280	0	0	0	1450	1700	3150	0	0	0	0	0	0	0	0	1600	1330	1430	1320	1340	1340	1340	1400	1320	1340	1340
5 ~	6	1430	1350	1350	1400	1670	3270	0	0	0	1460	1740	3200	0	0	0	0	0	0	0	0	1620	1320	1400	1330	1330	1410	1430	1340	1320	1340	1330
6 ~	7	1340	1350	1360	1360	1730	3320	0	0	0	1450	1710	3210	0	0	0	0	0	0	0	0	1640	1350	1360	1340	1390	1440	1430	1340	1370	1350	1320
7 ~	8	1340	1410	1340	1400	1770	3280	0	0	0	1420	1770	3210	0	0	0	0	0	0	0	0	1720	1400	1370	1310	1430	1520	1470	1390	1410	1370	1330
8 ~	9	1340	1440	1350	1600	1970	3460	0	0	0	1450	1850	3420	0	0	0	0	0	0	0	950	1770	1770	1510	1400	1680	1710	1530	1520	1500	1450	1400
9 ~	10	1350	1450	1360	1960	2300	3690	0	0	0	1460	2170	3940	0	0	0	0	0	0	0	3090	2270	1950	1840	1490	1950	2150	2060	1860	1870	1580	1510
10 ~	11	1350	1410	1360	2090	2590	3660	0	0	0	1480	2250	3960	0	0	0	0	0	170	0	3000	2270	1930	1830	1480	1960	2140	2110	1860	1990	1590	1540
11 ~	12	1340	1350	1360	2070	2570	3260	0	0	0	1450	2150	3770	0	0	0	0	0	0	0	2940	2070	1870	1820	1480	1950	2010	1990	1880	2010	1590	1520
12 ~	13	1340	1350	1420	2040	2550	2980	0	0	0	1460	2050	3060	0	0	0	0	0	0	0	2620	1940	1910	1780	1460	1880	1800	1780	1790	1870	1560	1480
13 ~	14	1350	1330	1430	2050	2580	230	0	0	0	1470	2090	2710	0	0	0	0	0	0	0	2730	2340	1940	1820	1490	1860	2120	1990	1850	1950	1670	1530
14 ~	15	1350	1340	1440	2030	2620	0	0	0	820	1460	2440	0	0	0	0	0	0	0	0	2700	2340	1920	1830	1510	1880	2130	1980	1860	1940	1670	1540
15 ~	16	1350	1330	1360	2110	2570	0	0	0	3070	1470	2570	0	0	0	0	0	0	0	0	2630	2130	1890	1810	1580	1870	1830	1780	1860	1890	1590	1570
16 ~	17	1340	1340	1340	2020	2480	0	0	0	2680	1720	2500	0	0	0	0	0	0	0	0	2310	2490	1780	1710	1560	1760	1800	1600	1680	1740	1420	1580
17 ~	18	1410	1340	1340	1870	2250	0	0	0	2350	1800	2280	0	0	0	0	0	0	0	0	2060	2370	1500	1480	1550	1430	1430	1380	1500	1420	1360	1440
18 ~	19	1440	1340	1350	1790	2150	0	0	0	2290	1800	2260	0	0	0	0	0	0	30	0	1920	2130	1440	1380	1440	1420	1420	1360	1420	1370	1350	1430
19 ~	20	1430	1350	1340	1750	2200	0	0	0	2250	1810	2270	0	0	0	0	0	0	0	0	1680	2100	1410	1400	1370	1360	1340	1330	1370	1360	1330	1340
20 ~	21	1390	1350	1350	1670	2220	0	0	0	2240	1740	2230	0	0	0	0	0	0	0	0	1770	2070	1370	1410	1390	1370	1340	1340	1470	1360	1330	1350
21 ~	22	1350	1360	1370	1670	2340	0	0	0	1970	1730	2190	0	0	0	0	0	0	0	0	1680	2030	1360	1420	1330	1370	1390	1340	1430	1360	1330	1340
22 ~	23	1350	1450	1360	1680	2350	0	0	0	2030	1750	2180	0	0	0	0	0	0	0	0	1640	2020	1340	1430	1350	1340	1410	1320	1420	1350	1330	1340
23 ~	24	1350	1460	1350	1680	2860	0	0	0	1990	1760	2300	0	0	0	0	0	0	0	0	1590	2030	1380	1350	1350	1350	1330	1320	1340	1340	1340	1360
最大	値	1440	1460	1460	2110	2860	3690	0	0	3070	1810	2570	3960	0	0	0	0	0	170	0	3090	2490	1950	1840	1580	1960	2150	2110	1880	2010	1670	1580
合	計	32800	32870	32810	41210	52120	43010	0	0	21700	37500	49740	44620	0	0	0	0	0	200	0	35310	47320	37980	36860	33820	37240	38400	37220	36980	37020	34530	34150
						$\overline{}$							$\overline{}$																			

最大需要電力	3,960
月合計	835.410

令和3年

2月

(単位:kWh)

最大需要電力	2,090
月合計	500,690

令和3年

3月

(単位:kWh)

2 - 3																															``	
1	日 時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2	0 ~ 1	740	740	1070	1040	1040	1020	1060	1070	1090	1020	1030	1080	1220	1330	1310	1340	1290	1240	1260	1250	1150	860	860	1270	1180	1200	1050	1210	1130	960	1070
	1 ~ 2	740	750	1080	1030	1040	1010	1050	1070	1080	990	1020	1100	1230	1310	1300	1320	1290	1250	1260	1240	1140	860	870	1200	1040	1210	1050	1200	1130	940	1050
	2 ~ 3	750	730	1060	1040	1040	1010	1050	1080	1050	990	1010	1070	1180	1300	1310	1350	1290	1240	1250	1250	1140	860	870	1190	1020	1200	1060	1200	1120	920	1050
	3 ~ 4	740	710	1070	1030	1040	1010	1060	1060	1050	1000	1010	1060	1190	1300	1310	1360	1280	1250	1270	1270	1140	870	850	1160	1060	1180	1050	1190	1120	930	1030
R	4 ~ 5	730	730	1070	1030	1040	1010	1060	1070	1070	990	1010	1070	1200	1320	1300	1350	1280	1260	1270	1250	1130	860	860	1170	1030	1180	1050	1200	1140	920	1030
Result Result	5 ~ 6	770	730	1070	1040	1060	1010	1060	1080	1060	1000	1020	1080	1200	1300	1300	1350	1320	1260	1270	1240	1140	870	920	1160	1030	1190	1070	1200	1140	930	1040
8 ~ 9 8 86 87 9 86 87 9 8 86 87 9 8 86 87 9 8 86 87 9 8 86 87 0 8 80 87 0 8 80 8 80 8 80 8 80	6 ~ 7	790	770	1110	1090	1060	1030	1070	1080	1090	1050	1030	1060	1240	1340	1340	1340	1340	1290	1320	1240	1170	1170	1170	1140	1230	1240	1150	1190	1170	1160	1200
Residence	7 ~ 8	810	810	1120	1130	1100	1060	1080	1110	1100	1080	1060	1090	1230	1350	1340	1350	1340	1320	1350	1240	1180	1200	1190	1200	1240	1260	1220	1210	1210	1210	1250
1	8 ~ 9	860	870	1160	1170	1140	1080	1100	1150	1150	1130	1120	1150	1260	1350	1390	1410	1400	1360	1390	1270	1190	1240	1340	1240	1400	1360	1320	1340	1350	1320	1240
11 一 12 88 92 122 118 119 114 116 119 114 116 119 114 116 119 114 116 119 114 116 119 114 116 119 114 116 115 113 114 116 115 113 114 116	9 ~ 10	890	890	1220	1210	1190	1130	1140	1170	1170	1140	1250	1180	1280	1370	1440	1480	1380	1370	1630	1300	1230	1390	1510	1220	1530	1550	1490	1470	1480	1500	1290
Result Result	10 ~ 11	880	910	1230	1200	1190	1130	1170	1170	1170	1160	1180	1160	1270	1370	1410	1460	1370	1370	1690	1310	1220	1540	1510	1240	1560	1560	1520	1470	1480	1510	1290
13 14 18 18 18 19 19 19 11 11	11 ~ 12	880	920	1220	1180	1190	1140	1160	1190	1170	1130	1180	1350	1310	1370	1430	1460	1380	1380	1660	1300	1220	1560	1550	1330	1530	1550	1490	1470	1470	1460	1280
14 2 15 18 18 18 18 18 18 18	12 ~ 13	880	910	1170	1160	1150	1130	1140	1170	1140	1140	1160	1320	1280	1360	1430	1440	1370	1340	1650	1280	1230	1570	1590	1230	1520	1530	1470	1450	1460	1440	1230
15 一 16 870 1170 1190	13 ~ 14	880	920	1230	1190	1180	1140	1160	1190	1160	1160	1200	1360	1290	1400	1460	1460	1380	1390	1540	1290	1250	1530	1500	1250	1540	1550	1480	1460	1490	1460	1280
Result Result	14 ~ 15	870	1000	1220	1180	1180	1150	1150	1190	1160	1150	1190	1360	1290	1370	1460	1480	1390	1410	1420	1290	1230	1620	1580	1240	1550	1550	1470	1470	1500	1450	1280
17 18 18 18 11 11 11 11	15 ~ 16	870	1170	1190	1190	1190	1130	1150	1200	1120	1150	1180	1340	1330	1360	1450	1520	1390	1390	1350	1280	1220	1540	1500	1230	1530	1560	1480	1470	1470	1430	1260
18 - 19 820 1140 1120 1100 1110 1090 1100 1120 1100 1110 1090 1100 1120 120 1300 1300 1300 1300 1300 1300 1200 1210 1200 1240 1200 1200 1230 1230 1230 1230 1230 1230 1230 1230 1230 1230 1230 1240 1300 1300 1300 1300 1300 1300 1200 1240 <td>16 ~ 17</td> <td>870</td> <td>1170</td> <td>1260</td> <td>1180</td> <td>1180</td> <td>1160</td> <td>1160</td> <td>1200</td> <td>1100</td> <td>1120</td> <td>1160</td> <td>1310</td> <td>1380</td> <td>1360</td> <td>1460</td> <td>1500</td> <td>1390</td> <td>1350</td> <td>1360</td> <td>1260</td> <td>1250</td> <td>1510</td> <td>1490</td> <td>1240</td> <td>1510</td> <td>1550</td> <td>1480</td> <td>1470</td> <td>1460</td> <td>1450</td> <td>1250</td>	16 ~ 17	870	1170	1260	1180	1180	1160	1160	1200	1100	1120	1160	1310	1380	1360	1460	1500	1390	1350	1360	1260	1250	1510	1490	1240	1510	1550	1480	1470	1460	1450	1250
19 ~ 20 780 1140 1120 1080 1060 1100 1140 1120 1080 1060 1100 1140 1120 1080 1060 1100 1140 1120 1300 1300 1300 1300 1300 1300 1200 1210 1250 1340 1220 1240	17 ~ 18	830	1140	1180	1150	1130	1120	1120	1160	1130	1060	1120	1300	1400	1360	1430	1440	1330	1360	1310	1220	1220	1320	1500	1230	1360	1310	1350	1260	1320	1170	1240
20 ~ 21 780 1130 1120 1070 1050 1110 1110 1100 1050 1110 1110 1100 1050 1110 1100 1050 1110 1110 1100 1050 1110 1100 1050 1110 1100 1050 1110 1100 1050 1110 1100 1050 1110 1100 1050 1110 1100	18 ~ 19	820	1140	1120	1100	1110	1090	1100	1130	1090	1070	1120	1310	1400	1390	1420	1370	1300	1360	1270	1210	1220	1240	1480	1210	1260	1240	1220	1230	1230	1210	1230
21 ~ 22 760 1110 1070 1060 1020 1080 1100 1110 1070 1060 1020 1080 1100 1110 1070 1060 1020 1080 1100 1110 1070 1200 1240 1220 1230 1140 1220 1160 910 22 ~ 23 760 1090 1040 1050 1020 1080 1090 1030 1040 1120 1260 1360 1320 1360 1310 1290 1280 1270 1170 870 1070 1240 1190 1240 1080 1240 1150 1150 1050 900 23 ~ 24 750 1080 1040 1040 1090 1080 1010 1040 1070 1250 1310 1310 1370 1310 1260 1250 1260 150 870 970 1240 1190 1230 1070 1220 1130 950 1050 920 最大 值 890 1170 1260 1210 1190 1160	19 ~ 20	780	1140	1120	1080	1060	1100	1140	1130	1050	1060	1140	1320	1390	1390	1420	1360	1300	1330	1260	1200	1210	1250	1340	1220	1240	1240	1210	1180	1220	1190	1240
22 ~ 23 760 1090 1040 1050 1020 1080 1090 1090 1040 1050 1080 1090 1080 1090	20 ~ 21	780	1130	1120	1070	1050	1110	1110	1100	1050	1070	1110	1280	1390	1360	1390	1320	1310	1310	1270	1210	1080	1220	1230	1220	1230	1240	1200	1160	1200	1170	890
23 ~ 24 750 1080 1040 1040 1040 1000 1060 1090 1080 1010 1090 1080 1010 1010	21 ~ 22	760	1110	1070	1060	1020	1080	1100	1110	1040	1050	1080	1270	1360	1320	1360	1310	1290	1320	1280	1190	880	1060	1220	1200	1240	1220	1230	1140	1220	1160	910
最大値 890 1170 1260 1210 1190 1160 1170 1200 1170 1200 1170 1200 1170 1160 1250 1360 1400 1400 1400 1520 1400 1410 1690 1310 1250 1590 1330 1560 1560 1520 1470 1500 1510 1290	22 ~ 23	760	1090	1040	1050	1020	1080	1090	1090	1030	1040	1120	1260	1360	1320	1360	1310	1290	1280	1270	1170	870	1070	1240	1190	1240	1080	1240	1130	1150	1050	900
	23 ~ 24	750	1080	1040	1040	1000	1060	1090	1080	1010	1040	1070	1250	1310	1310	1370	1310	1260	1270	1260	1150	870	970	1240	1190	1230	1070	1220	1130	950	1050	920
合計 19430 22560 27240 26640 26400 25990 26570 27050 26330 25790 26570 29130 30990 32310 33190 33390 31960 31700 32860 29910 27580 29180 30410 29170 31300 31820 30570 30900 30610 28990 27450	最大値	890	1170	1260	1210	1190	1160	1170	1200	1170	1160	1250	1360	1400	1400	1460	1520	1400	1410	1690	1310	1250	1620	1590	1330	1560	1560	1520	1470	1500	1510	1290
	合 計	19430	22560	27240	26640	26400	25990	26570	27050	26330	25790	26570	29130	30990	32310	33190	33390	31960	31700	32860	29910	27580	29180	30410	29170	31300	31820	30570	30900	30610	28990	27450

最大需要電力	1,690	ŀ
月合計	893.990	

単価契約依頼明細書

税率 10.00% 令和 4年度 契約番号 200326 No. 1 物品番号 16561001001 金額 ¥29, 066, 250. 0000 品名 基本料金(常時電力)受電月 規格 数量 17, 250.00 単位 kW 単価 ¥1,685.00 物品番号 16561003001 金額 ¥55, 182. 0000 No. 2 品名 電力量料金(常時電力) 夏季 (7月1日~9月30日) 規格 特記なし 数量 単位 単価 ¥10.82 5, 100.00 kWh 物品番号 16561004001 金額 ¥136, 408. 0000 No. 3 品名 電力量料金(常時電力) その他季 規格 特記なし 数量 13,600.00 単位 単価 kWh ¥10.03 物品番号 16561005001 金額 ¥46, 720, 800. 0000 品名 基本料金(自家発補給電力)受電月 規格 特記なし 数量 25, 200, 00 単位 kW 単価 ¥1, 854, 00 No. 5 物品番号 16561007001 金額 ¥8,811,440.0000 品名 電力量料金(自家発補給電力)夏季(7~9月)(定期検査等) 規格 特記なし ¥11.78 数量 748,000.00 単位 kWh 単価 物品番号 16561012001 金額 ¥2,076,480.0000 No. 6 品名 電力量料金(自家発補給電力)夏季(7~9月) (その他) 規格 特記なし 数量 144,000.00 単位 単価 kwh ¥14.42 物品番号 16561013001 金額 ¥3, 363, 360. 0000 No. 7 品名 電力量料金(自家発補給電力)その他季(定期検査等) 規格 特記なし 数量 308, 000.00 単位 単価 ¥10.92 kWh 物品番号 16561014001 金額 ¥6,007,500.0000 No. 8 品名 電力量料金(自家発補給電力)その他季(その他) 規格 特記なし 450, 000.00 単位 単価 ¥13.35 数量 kWh